

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区納付案内センター業務委託
履 行 場 所	足立区役所別館 足立区納付案内センター
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥55,014,905円(税込)
予 定 価 格	¥55,014,905円(税込)
概 要	【件 名】足立区納付案内センター業務委託 【履行場所】足立区役所別館 足立区納付案内センター 【契約期間】令和7年4月1日から令和8年3月31日 【委託内容】滞納債権の納付勧奨及びそれに付随する業務 【担 当】区民部 特別収納対策課 納付促進担当 TEL: 3880-6254

契約の相手方	名称 株式会社アイティフォー・ベックス 住所 東京都千代田区一番町21番地
契約相手方の選定理由	当該事業者は、令和6年度に実施した足立区納付案内センター業務委託プロポーザル選定委員会において特定された「株式会社アイティフォー」から、令和6年11月に事業継承を受けた事業者である。したがって、この事業者との随意契約を依頼するものである。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	区民部 特別収納対策課
電話番号	3880-5111(2095)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	システム標準化：住居表示管理システムガバメントクラウド移行及び改修業務委託
履 行 場 所	足立区役所政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 1月 30日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥47,564,000円(税込)
予 定 価 格	¥47,564,000円(税込)
概 要	【概要】 システム標準化に係る住居表示管理システムガバメントクラウド移行及び改修業務を委託する。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年1月30日 【担当】 政策経営部情報システム課システム支援調整 菅沼 電話：03-3880-5626（直通）

契約の相手方	名称 株式会社丸菱行政地図 住所 東京都台東区池之端二丁目5番41号
契約相手方の選定理由	自治体情報システムの標準化対応可否について、大規模自治体向けパッケージを保有する9社に情報提供依頼を実施したところ、8社から対応不可と回答があった。国から示された標準化対応スケジュールに沿って導入するためには、唯一対応可能と回答のあった上記事業者を随意契約の相手方として契約を締結する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区学校ネットワーク機器更改業務委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥398,398,000円(税込)
予 定 価 格	¥398,398,000円(税込)
概 要	【概要】 足立区学校ネットワーク機器の更改業務を委託する。 【契約期間】 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで 【担当】 政策経営部 情報システム課 教育情報システム担当 原田 03-3880-8014（直通）

契約の相手方	名称 日本ヒューレット・パッカード合同会社 住所 東京都江東区大島二丁目2番1号
契約相手方の選定理由	本業務は、足立区小・中学校LAN機器の更改作業を行うものである。システムを継続稼働させながら機器更改を行うためには、別途「電子計算機保守点検委託（足立区小・中学校LAN機器保守支援及び校務端末検証等委託）」契約で運用保守を行っている業者の対応が必須となるため、上記業者を随意契約の相手方として契約を締結する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機保守点検委託(足立区システム共通基盤保守・運用支援)
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥168,242,877円(税込)
予 定 価 格	¥168,242,877円(税込)
概 要	【概要】 足立区システム共通基盤に係る保守・運用支援の委託を行う。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当】 政策経営部 情報システム課 システム支援調整 担当 : 柳川 03-3880-5901 (直通)

契約の相手方	名称 セコムトラストシステムズ株式会社 住所 東京都新宿区富久町10番5号
契約相手方の選定理由	本業務は、足立区システム共通基盤の保守及び運用支援を行うものである。システムを安定的に稼動し、適切な運用保守を行うためには、共通基盤の設計・構築工程から参画した事業者の対応が必須となるため、上記業者を随意契約の相手方として契約を締結する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	R 7 足立区公開鍵認証基盤再構築業務委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日
契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
契約金額	¥9,286,200円(税込)
予 定 価 格	¥9,286,200円(税込)
概 要	【概要】 R7足立区公開鍵認証基盤の更改業務を委託する。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日 【担当】 政策経営部情報システム課システム支援調整担当 柳川 TEL:03-3880-5901(直通)

契約の相手方	名称 セコムトラストシステムズ株式会社 住所 東京都新宿区富久町10番5号
契約相手方の選定理由	本業務は、足立区の文書管理端末を無線LANで庁内ネットワークに接続させる際に必要な、認証局・公開鍵・秘密鍵の再構築ならびに再構築した環境への現行認証機能移行させる業務であり、既存の業務を稼働させながら作業を確実にを行う必要があるほか、移行させる現行認証局のデータについて、著作権法上で他の事業者が作業を行うことができないため、本事業者と契約を締結する。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ライセンスの購入(基幹系Citrix追加ライセンス)
履 行 場 所	政策経営部 情報システム課
分類業務区分	物品(消耗品)
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 7年 4月 1日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥428,136,500円(税込)
予 定 価 格	¥428,136,500円(税込)
概 要	【概要】 基幹系Citrixのライセンスを購入する。 【納期限】 令和7年4月1日 【担当】 政策経営部 情報システム課 山崎・荒井 電話 03-3880-5626(直通)

契約の相手方	名称 セコムトラストシステムズ株式会社 住所 東京都新宿区富久町10番5号
契約相手方の 選定理由	既に稼働している基幹系端末管理基盤を構築した事業者であり、当該事業者でないと既存環境へのライセンスの組込み及び保守対応を行うことができないため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	勤労福祉会館図書受渡窓口業務委託
履 行 場 所	勤労福祉会館（足立区綾瀬一丁目34番7号102）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥10,394,000円(税込)
予 定 価 格	¥10,394,000円(税込)
概 要	1 件名 勤労福祉会館図書受渡窓口業務委託 2 履行場所（委託対象図書受渡窓口設置場所） 勤労福祉会館（足立区綾瀬一丁目34番7号102） 3 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日 4 担当 足立区 地域のちから推進部 生涯学習支援室 中央図書館 管理係 電話：03-5813-3749 FAX：03-3870-8415

契約の相手方	名称 日本環境マネジメント株式会社 住所 埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号
契約相手方の選定理由	同窓口については、足立区勤労福祉会館を活用して設置した図書受渡窓口であり、今後の図書館事業及び区の取組を推進していくためにも非常に重要な施設である。そのため令和7年度について、指定管理者である事業者と下記理由により随意契約を依頼する。 （1）当事業者は足立区勤労福祉会館の指定管理予定者であり、施設の維持管理において、勤労福祉会館の窓口業務と一体的に運営しなければ業務上支障が生じるため、施設の維持管理を行う当時業者に委託する。 （2）指定管理業務（施設利用予約、内職相談等）と図書受渡窓口業務を同一の執務室及び窓口で行っており、個人情報等を含む重要情報を取り扱う場所が一体となっていることから、指定管理者と同事業者に委託する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	地域のちから推進部 中央図書館
電話番号	5813-3749(6562)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	デジタル移動系無線システム機器保守点検委託
履 行 場 所	足立区役所本庁舎、端末設置場所一覧箇所及びその他指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥17,578,000円(税込)
予 定 価 格	¥17,578,000円(税込)
概 要	1 件名 デジタル移動系無線システム機器保守点検委託 2 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日 3 担当者 (1) 令和7年3月31日まで 危機管理部総合防災対策室災害対策課施設管理係 高須 電話：03-3880-5837 (2) 令和7年4月1日から 危機管理部災害対策課防災設備係 高須 電話：03-3880-5837

契約の相手方	名称 株式会社国際電気 住所 東京都港区西新橋二丁目15番12号
契約相手方の選定理由	当事業者は、本機器類の製造・設置事業者であり、本機器類に係るシステムの設計、設置及び保守点検に携わっているため、該当機器及びシステムを熟知し、障害発生時は的確で迅速な対応が可能である。また、安定的なシステム運用のため、統一的な維持管理体制をとることが必要であり、他の設置場所の維持管理についても当事業者が行っている。 保守点検においては、無線情報を取得する保守点検専用のソフトを使用するため、専用のソフトを持たない他の事業者では確実な点検作業をおこなうことができない。また、事前調査の省略や分割点検によりシステム連携における障害を避けることができるだけでなく、システムに障害が発生した場合における迅速かつ的確な対応ができる。 上記のことから、年間を通じて稼働している移動系通信機器全体の安定稼働、品質維持、確実な運用を実現させるためには、上記業者の技術力が必要不可欠であり、随意契約を依頼する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
担 当 課	危機管理部 災害対策課
電話番号	3880-5111(1465)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	建築行政共用データベースシステムのASPサービス利用
履 行 場 所	足立区都市建設部建築室建築審査課
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥3,397,625円(税込)
予 定 価 格	¥3,397,625円(税込)
概 要	【概要】 足立区が保有する建築物等の情報について建築行政情報センターが提供するASP方式により以下の情報を提供する。 (1) 建築行政共用データベースシステム (2) 建築行政地図情報システム 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日 【担当課】 都市建設部建築室建築審査課管理係 電話3880-5941

契約の相手方	名称 一般財団法人建築行政情報センター 住所 東京都新宿区神楽坂1-15
契約相手方の選定理由	「建築行政共用データベースシステム」については、当該事業者が唯一システムを提供できる機関であるため。
担 当 課	都市建設部 建・建築審査課
電話番号	3880-5111(2611)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	安否確認業務機械警備委託
履 行 場 所	シルバーピア東綾瀬ほか16箇所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥2,984,520円(税込)
予 定 価 格	¥2,984,520円(税込)
概 要	【概要】 (1) 各シルバーピアに設置された緊急通報装置の伝達情報は、緊急呼び出し、生活異変、火災警報及びガス漏れ警報の4種類とし、緊急通報管理室の監視盤から通信回線を利用した受注者の監視盤で把握する。 (2) 受注者は、緊急通報装置から転送された緊急情報を感じた場合は、生活援助員に連絡のうえ、速やかに現場に急行し必要な処置を行うものとする。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日 【担当課】 都市建設部 建築室 住宅課 住宅管理係(03-3880-5938)

契約の相手方	名称 総合警備保障株式会社 城東支社 住所 東京都台東区東上野一丁目1番12号栗橋ビル
契約相手方の選定理由	現在、各シルバーピアには当該業者製の緊急通報システム転送装置が設置されており、当該業者と契約すれば転送装置の撤去及び改修を行うことなく既存の設備をそのまま利用でき、経費の節減を図ることができるため。
担 当 課	都市建設部 建・住宅課
電話番号	3880-5111(2381)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	システム標準化：介護保険システム標準化対応業務委託 (令和7年度)
履 行 場 所	足立区情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 19日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥152,801,000円(税込)
予 定 価 格	¥152,801,000円(税込)
概 要	【概要】 令和7年度分の介護保険システム標準化対応に伴う業務を委託する。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月19日まで 【担当】 政策経営部 情報システム課 システム支援調整 生瀬 電話03(3880)5626(直通)

契約の相手方	名称 株式会社日立システムズ 住所 東京都品川区大崎一丁目2番1号
契約相手方の 選定理由	自治体情報システムの標準化対応可否について、大規模自治体向けパッケージを保有する9社に情報提供依頼を実施したところ、8社から対応不可と回答があった。国から示された標準化対応スケジュールに沿って導入するためには、唯一対応可能と回答のあった上記事業者を随意契約の相手方として契約を締結する。(随意契約第2号該当)
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	保健衛生システム改修委託（令和7年6月の「番号法に係るデータ標準レイアウト」改版対応）
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 7年 9月 30日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥15,510,000円(税込)
予 定 価 格	¥15,510,000円(税込)
概 要	【概要】 令和7年6月の「番号法に係るデータ標準レイアウト」改版対応のための保健衛生システム改修を委託する。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和7年9月30日 【担当】 （仕様に関する担当） 衛生部衛生管理課 担当：立野 03-3880-5891（直通） （契約に関する担当） 政策経営部情報システム課システム運用管理係 担当：小林 03-3880-5818（直通）

契約の相手方	名称 日本コンピューター株式会社 東京営業所 住所 埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目42番5号太陽生命大宮ビル5F
契約相手方の選定理由	保健衛生システムの開発元事業者であり、著作権法上、他の事業者では対応できない。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	運用支援委託（全庁RPA運用サポート）
履 行 場 所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥4,944,280円(税込)
予 定 価 格	¥4,944,280円(税込)
概 要	【概要】 本区のRPAシステムのソフトウェアライセンスを更新し、区職員がシナリオの作成や実行ができるように教育及び作成、運用の支援を行う。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当】 ICT戦略推進担当課 長谷部 03-3880-5468（直通）

契約の相手方	名称 株式会社日立システムズ 住所 東京都品川区大崎一丁目2番1号
契約相手方の選定理由	既に稼働している全庁RPAシステムを構築した事業者であり、当該事業者でないと障害対応等を行うことができないため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	情報連携プラットフォーム改修委託（令和7年6月中間サーバーレイアウト変更対応）
履 行 場 所	足立区役所情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 7年 9月 30日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥30,497,500円(税込)
予 定 価 格	¥30,497,500円(税込)
概 要	【概要】 令和7年6月中間サーバーレイアウト変更対応のための情報連携プラットフォーム改修を委託する。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和7年9月30日 【担当】 政策経営部情報システム課システム運用管理係 担当：森崎 03-3880-5818（直通）

契約の相手方	名称 日本電気株式会社 首都圏支社 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
契約相手方の選定理由	情報連携プラットフォームの開発元事業者であり、著作権法上、他の事業者では対応できない。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機保守点検委託（カット紙用プリンタ、ソフトウェア）
履 行 場 所	政策経営部情報システム課
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥5,951,246円(税込)
予 定 価 格	¥5,951,246円(税込)
概 要	【概要】 カット紙用プリンタ、ソフトウェアの保守の委託を行う。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当】 政策経営部 情報システム課 システム運用管理係 担当 松川・丸林 電話 03-3880-5818

契約の相手方	名称 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 公共支社 住所 東京都江東区豊洲二丁目2番1号豊洲ベイサイドクロスタワー
契約相手方の選定理由	機器については、超精密機器であるため、メーカーの専門技術者でなければ対応できない。また、ソフトウェアに関しても、著作権の問題から、供給元の専門技術者でなければ対応できないため、他に委託することはできない（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	R7庁内LAN機器更改業務委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥327,360,000円(税込)
予 定 価 格	¥327,360,000円(税込)
概 要	【概要】 庁内LAN機器の更改業務について委託する。 【契約期間】 契約確定日から令和8年3月31日 【担当】 政策経営部情報システム課システム支援調整担当 村越 TEL : 03-3880-5901 (直通)

契約の相手方	名称 日本ヒューレット・パッカード合同会社 住所 東京都江東区大島二丁目2番1号
契約相手方の選定理由	本業務は、R7年度に保守が切れる、本庁舎、各出先機関及びデータセンターに設置されているネットワーク機器の更改等を行う業務である。ネットワーク構成を適切に設計変更し、確実な機器の更改作業を実施するには、当初の設計・構築工程から参画し、保守運用を担っている業者による足立区内のネットワークに対する高度な知見及び技能が必須となるため、それを満たす唯一の業者である上記業者を随意契約の相手方として契約を締結する。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ライセンスの購入（全庁ＲＰＡ）
履 行 場 所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	物品（消耗品）
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 7年 4月 1日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥12,875,280円(税込)
予 定 価 格	¥12,875,280円(税込)
概 要	【概要】 ライセンス（全庁ＲＰＡ）を購入する。 【納期限】 令和7年4月1日 【担当】 ＩＣＴ戦略推進担当課 長谷部 電話 03-3880-5648（直通）

契約の相手方	名称 株式会社日立システムズ 住所 東京都品川区大崎一丁目2番1号
契約相手方の 選定理由	既に稼働している全庁ＲＰＡシステムを構築した事業者であり、当該事業者でないと既存環境への組み込み及び障害対応を行うことができないため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機賃借 (LGWAN機器H31調達分再リース)
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥4,367,880円(税込)
予 定 価 格	¥4,367,880円(税込)
概 要	【概要】 電子計算機を賃借する。(LGWAN機器H31調達分再リース) 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日 【担当】 政策経営部情報システム課システム支援調整 担当：村越 電話：3880-5901 (直通)

契約の相手方	名称 NX・TCリース&ファイナンス株式会社 東京支店 住所 東京都港区東新橋一丁目5番2号汐留シティセンター34階
契約相手方の選定理由	対象のシステム機器は、足立区庁内ネットワークのうちLGWANメールを送受信するための構築設計がすでになされている。本機器を再リースすることで、新規設計構築費用の削減、システムの安定稼働の継続が確保できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ライセンスの購入（職員コミュニケーションツール）
履 行 場 所	情報システム課指定場所
分類業務区分	物品（消耗品）
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 7年 4月 1日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥15,840,000円(税込)
予 定 価 格	¥15,840,000円(税込)
概 要	【概要】 職員コミュニケーションツールとして使用するライセンスを購入する。 【納期限】 令和7年4月1日 【担当】 政策経営部 ICT戦略推進担当課 ICT戦略推進担当 中島・蒲生 03-3880-5648

契約の相手方	名称 株式会社オーイーシー 東京本社 住所 東京都中央区日本橋堀留町1丁目9-8人形町PR EX8階
契約相手方の選定理由	本業者は株式会社トラストバンクが提供する「L o G o チャット」の足立区における販売権を持った唯一の事業者であるため（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機賃借（基幹系端末管理基盤機器更改R2調達分）（R7再リース）
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥164,320,200円(税込)
予 定 価 格	¥164,320,200円(税込)
概 要	【概要】 電子計算機（基幹系端末管理基盤機器更改R2調達分）を賃借する。（R7再リース） 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当】 政策経営部情報システム課システム支援調整担当 柳川 電話 03-3880-5901（直通）

契約の相手方	名称 NX・TCリース&ファイナンス株式会社 東京支店 住所 東京都港区東新橋一丁目5番2号汐留シティセンター34階
契約相手方の選定理由	対象のシステム機器は、区の基幹系業務システムに接続するための仮想デスクトップ環境の構築設計がすでになされている。当機器を再リースできない場合、契約満了後システムの稼働を維持できず、業務継続が不可能となるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	システム標準化：障害認定（審査会）システム標準化対応業務委託
履 行 場 所	足立区情報システム課
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 1月 30日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥7,610,460円(税込)
予 定 価 格	¥7,610,460円(税込)
概 要	【概要】 システム標準化にかかる障害認定（審査会）システム標準化対応業務を委託する。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年1月30日 【担当】 政策経営部 情報システム課 システム支援調整 吉野 電話03（3880）5626（直通）

契約の相手方	名称 株式会社両備システムズ 住所 岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号
契約相手方の選定理由	自治体情報システムの標準化対応可否について、大規模自治体向けパッケージを保有する9社に情報提供依頼を実施したところ、8社から対応不可と回答があった。国から示された標準化対応スケジュールに沿って導入するためには、唯一対応可能と回答のあった当該事業者を随意契約の相手方として契約を締結する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	クラウドサービス利用（オンライン申請システム）
履 行 場 所	I C T戦略推進担当課が了承したセキュリティの担保された作業場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥35,970,000円(税込)
予 定 価 格	¥35,970,000円(税込)
概 要	【概要】 オンライン申請システムのクラウドサービスを利用する。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当】 (1) 仕様、その他サービス利用等に関すること I C T戦略推進担当課 佐藤 T E L 03-3880-5648 (2) 契約に関すること 情報システム課計画調整係 T E L 03-3880-5817

契約の相手方	名称 株式会社内田洋行 営業支援統括グループ 住所 東京都江東区東陽二丁目3番25号
契約相手方の 選定理由	オンライン申請システムの構築について、公募型プロポーザルで選定された事業者であり、他事業者では同システムのサービスを提供することができない。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ライセンスの購入（国保・後期・年金システム標準化に伴うソフトウェア）
履 行 場 所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	物品（消耗品）
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 1月 30日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥4,025,780円(税込)
予 定 価 格	¥4,025,780円(税込)
概 要	【概要】 国保・後期・年金システム標準化に伴うソフトウェアライセンスを購入する。 【納期限】 令和8年1月30日 ※納期前でも出来る限り早く納品すること。 【担当】 情報システム課 システム支援調整 上西 電話 03-3880-5626

契約の相手方	名称 株式会社NTTデータ 住所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
契約相手方の選定理由	今回購入するソフトウェアの保守作業は購入先にしか依頼出来ないため、国保・後期・年金システム保守事業者でないと必要な保守作業が行えない。そのため、国保・後期・年金システム保守事業者から購入する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	システム標準化：生活保護システム標準化対応業務委託 (令和7年度)
履 行 場 所	足立区情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 19日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥88,689,480円(税込)
予 定 価 格	¥88,689,480円(税込)
概 要	【概要】 システム標準化に係る生活保護システム標準化対応業務を委託する。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月19日 【担当】 政策経営部 情報システム課 システム支援調整 生瀬 電話03(3880)5626(直通)

契約の相手方	名称 株式会社日立システムズ 住所 東京都品川区大崎一丁目2番1号
契約相手方の 選定理由	自治体情報システムの標準化対応可否について、大規模自治体向けパッケージを保有する9社に情報提供依頼を実施したところ、8社から対応不可と回答があった。国から示された標準化対応スケジュールに沿って導入するためには、唯一対応可能と回答のあった上記事業者を随意契約の相手方として契約を締結する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	高校生世代の居場所型学習支援事業委託（区東部地域）
履 行 場 所	政策経営部あだち未来支援室子どもの貧困対策・若年者支援課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥6,199,270円(税込)
予 定 価 格	¥6,199,270円(税込)
概 要	【概要】 家庭に安心して勉強できるスペースがない、高校の授業についていけない、高校を中途退学してしまったが他高校へ再入学したい、高卒認定試験に合格したい、就労に向け資格を取得したい等の課題を抱える高校生世代に対し、単なる学習支援の提供のみでなく、家庭や学校以外の「第三の居場所」を提供し、高校中途退学予防や中途退学者の学び直しを支援する。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当課】 政策経営部 子どもの貧困対策・若年者支援課 若年者支援推進担当 TEL 03-3880-5717（直通）

契約の相手方	名称 特定非営利活動法人キッズドア 住所 東京都中央区新川2-1-11八重洲第一パークビル7階
契約相手方の選定理由	本事業者は、当区の「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業」を区東部地域で受託し、既に会場を確保し中高生への支援を行っている。そして、本件では「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業」で会場を利用していない月曜日を活用し高校生等への支援を行っていくものである。本業務内容は、学習支援のみでなく、家庭や学校以外の「居場所」としての機能を有するとともに、学校や関係機関とも幅広いネットワークを構築しているなど、若年者支援についてのノウハウを熟知している必要があり、他の事業者では履行することができない。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）
担 当 課	政策経営部 未・貧困対策課
電話番号	3880-5111(3292)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	あだち若者サポートテラス運営業務委託
履 行 場 所	政策経営部あだち未来支援室子どもの貧困対策・若年者支援課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥32,138,000円(税込)
予 定 価 格	¥32,138,000円(税込)
概 要	【概要】 軽度のメンタルヘルス不調や無気力などにより、高校中途退学、不登校あるいはひきこもり等となり、医療につながりにくい状況にいる15歳～25歳の若者の相談、支援を行う。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当課】 政策経営部 子どもの貧困対策・若年者支援課 若年者支援推進担当 TEL 03-3880-5717（直通）

契約の相手方	名称 医療法人財団厚生協会 住所 東京都豊島区西池袋一丁目10番2号
契約相手方の選定理由	本事業者は令和5年度及び6年度のあだち若者サポートテラス運営業務委託を行うなど、若者のメンタルヘルスに関する支援実績がある。 本業務内容には、精神科医や精神保健福祉士などの専門スタッフが対面・電話・オンライン等にて相談を受け、医療的な見地から見立てを行うというような、非常に専門的な内容が含まれ、若年者のメンタルヘルスに関する業務についてのノウハウを熟知しているものでなければ、履行することができない。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
担 当 課	政策経営部 未・貧困対策課
電話番号	3880-5111(3292)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	分譲マンション管理アドバイザー派遣委託
履 行 場 所	住宅課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥3,762,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥3,762,000円(税込)
概 要	1 件 名 分譲マンション管理アドバイザー派遣委託 2 目 的 マンション(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年12月8日法律第149号。以下「適正化法」という。)第2条第1号に規定するマンション(以下「マンション」という。))の維持管理、管理組合運営及び建替え等に関する助言・相談等を目的として、適正化法第2条第3号に規定する管理組合(以下「管理組合」という。)からの要請により、当該管理組合にマンション管理士を派遣し、マンションの適正管理及び長寿命化等の促進を図り、もって定住の促進に資することを目的とする。 3 委託期間

契約の相手方	名称 一般社団法人足立区マンション管理士会 他1者 住所 東京都足立区西新井1-25-12
契約相手方の選定理由	①マンションの管理に関するアドバイザー・相談員として、マンション管理士の高度な知識と経験が必要である。 ②区の相談事業として公益性を求められるなか、区内での活動が認められる非営利のマンション管理士団体は、上記2団体のみである。 ③近年、マンション管理組合からの申請件数が増加傾向にあり、1団体のみでの対応が困難になりつつある。また、夜間又は休日の実施が多く、1団体のみでの対応は困難である。 ④アドバイザー派遣は12時間/年まで利用が可能であり、管理組合から同一の管理士を継続的に指名したいとの要望がある。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
担 当 課	都市建設部 建・住宅課
電話番号	3880-5111(2386)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区産学公技術連携促進に係る業務委託
履 行 場 所	企業経営支援課イノベーション推進担当指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥5,602,300円(税込)
予 定 価 格	¥5,602,300円(税込)
概 要	【概要】 ・ 区内企業と大学等研究機関の技術連携支援業務 ・ 産学公技術連携促進事業 ・ 本事業に関する周知 ・ 戦略調整会議の開催 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当課】 産業経済部企業経営支援課イノベーション推進担当 電話03-3880-5496(直通)

契約の相手方	名称 学校法人 東京電機大学 住所 東京都足立区千住旭町5番
契約相手方の選定理由	本件は区内企業からの技術相談支援や、区内企業と大学等の共同研究のコーディネート等、産学連携に関する専門的な知識と経験が必要である。区は本件事業者と平成22年10月13日に「足立区と学校法人東京電機大学の連携協力に関する基本協定書」を、平成22年12月13日に「(旧)足立区立第十六中学校跡地の活用における足立区と学校法人東京電機大学の相互協力に関する覚書」を締結し、産学公連携や産業振興について区と相互協力することとした。これにより、交通の利便性が良い東京電機大学東京千住キャンパス、東京電機大学東京千住アネックスを拠点に、区と緊密に連携して本件を展開できる。 また、平成21年度より産学連携事業や区内企業訪問を実施する中で、技術支援・連携の実績を挙げ、区内企業との信頼関係を築いており、これまでの実績を踏まえた継続的な事業展開が可能である。 さらに、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に基づき承認されたTLO(技術移転機関)を有する区内で唯一の機関であり、産学連携についての深い知識と経験がある。
担 当 課	産業経済部 企業経営支援課
電話番号	3880-5111(3681)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	建築物等耐震アドバイザー派遣委託
履 行 場 所	区指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥2,508,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥2,508,000円(税込)
概 要	1 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 2 契約内容 業務の内容及び処理 (1) 派遣 (2) 結果の報告 3 担当 都市建設部建築室建築防災課 耐震化推進第二係 小島 電話03-3880-5317

契約の相手方	名称 一般社団法人足立区建築設計協会 住所 東京都足立区西竹の塚一丁目18番7号
契約相手方の 選定理由	ブロック塀等の調査や相談を希望する区民に、建築士及び耐震診断士のアドバイザー派遣を行うこととした。区内全域の道路に面するブロック塀等の安全対策を迅速に推し進めるには、地元を熟知している地元業者と協働していくことが不可欠である。 一般社団法人足立区建築設計協会（以下当該事業者）は、建築設計業の振興と発展を通じて、地域への貢献及び建築行政の発展に寄与することを目的として、東京都建築士事務所協会足立支部の支部員で構成された法人であり、住宅相談や耐震事業に係る出前相談会の開催など地域に密着した実績が十分にある。 また、当該事業者は15名以上が在籍しており、10名以上が耐震診断士の資格を有しているため、今後、大地震発生等により区民からの派遣申込みが急増した場合も、迅速にアドバイザー派遣を行うことができる。 以上の点から、資格・経験・実績が豊富で、着実な事業推進と迅速な対応が期待できる当該事業者以外に適切な事業者はないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結したい。
担 当 課 電話番号	都市建設部 建・建築防災課 3880-5111(2451)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	公園管理台帳システム構築およびデータ入力委託
履 行 場 所	パークイノベーション推進課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥16,390,000円(税込)
予 定 価 格	¥16,390,000円(税込)
概 要	【契約内容】 1 作業 ①公園台帳の作成 ②施設台帳の作成 ③樹木台帳の作成 ④占用台帳の作成 ⑤公園履歴の入力 2 成果品 ①業務実施報告書（A4版、カラー）・・・2部 （作業記録簿・議事録を取り纏める） ②上記仕様の電子データおよび実装データ（DVD）・・・2部 【履行場所】都市建設部道路公園整備室 パークイノベーション推進課 【契約期間】令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

契約の相手方	名称 一般社団法人日本公園緑地協会 住所 東京都千代田区岩本町三丁目9番13号岩本町寿共同ビル
契約相手方の選定理由	当協会では、インターネット回線とは異なり、総務省が安全性の点から推奨するL GWANを使用しており、非常に高いセキュリティが確保されている。公園管理台帳システムを提供する上で、こうした取り組みを行う事業者は他に無く、競争入札には適さない（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）。また、各職員のパソコンから公園管理台帳システムを利用することが可能である上、施設の撤去や設置等に伴う各公園のデータの更新も職員が直接行うことが可能なことから、利便性にも優れている。他の自治体でも多くの実績があり、今後も導入を見込む自治体数の増加も見込まれている。また、当協会は公園の維持管理に携わる会員から構成されている公園緑地に関する専門機関であり、公園の台帳管理についても熟知している。以上の点から、当協会と随意契約を行いたい。
担 当 課 電話番号	都市建設部 道・パークイノベ課 3880-5111(2245)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	緊急通報システム業務委託
履 行 場 所	足立区指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥6,221,688円(単価契約)
予 定 価 格	¥6,221,688円(税込)
概 要	【概要】 民間緊急通報システム機器を利用者宅に設置し、24時間体制で安否の確認を行う。利用者に緊急事態が発生したことを感知した時は速やかに駆けつけ、必要な体制をとる。機器は受託業者の利用者に対する貸与とする。利用者負担額は受託事業者が徴収する。 【契約期間】 令和7年4月1日～令和8年3月31日 【担当課】 高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係 【電話】 03-3880-5257（直通）

契約の相手方	名称 セコム株式会社 住所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
契約相手方の選定理由	民間事業者による緊急通報システム業務については、平成30・31・令和6年度設置分を上記業者に委託している。緊急通報利用者は、慢性疾患や認知症状を抱えた虚弱な高齢者であるため、使用不能等の重大な問題が生じない限り、使用法に慣れた従来の機器を継続して使用することが望まれる。また、新規の契約をした場合、概ね二か月程利用できない期間が生じ、その間緊急時の対応が不可能となる。 以上の理由により、平成30・31・令和6年度に設置した緊急通報システムの業務委託については上記業者と行うことが最適である。
担 当 課 電話番号	福祉部 高・高齢包括ケア課 3880-5111(1965)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	緊急通報システム業務委託
履 行 場 所	足立区指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥30,815,400円(単価契約)
予 定 価 格	¥30,815,400円(税込)
概 要	【概要】 民間緊急通報システム機器を利用者宅に設置し、24時間体制で安否の確認を行う。利用者に緊急事態が発生したことを感知したときには速やかに駆けつけ、必要な体制をとる。機器は受託業者の利用者に対する貸与とする。利用者負担額については受託事業者が徴収する。 【契約期間】 令和7年4月1日～令和8年3月31日 【担当課】 高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係 【電話】 03-3880-5257(直通)

契約の相手方	名称 上陽テクノ株式会社 足立営業所 住所 東京都足立区中央本町四丁目10番2号
契約相手方の選定理由	民間事業者による緊急通報システム業務については、平成18・19・20・21・23・25・27・28・29年度・令和2・3・4・5・6年度設置分を上記業者に委託している。緊急通報利用者は、慢性疾患や認知症状を抱えた虚弱な高齢者であるため、使用不能等の重大な問題が生じない限り、使用法に慣れた従来の機器を継続して使用することが命を繋ぐために必要不可欠である。また、新規の契約をした場合、概ね二か月程利用できない期間が生じ、その間緊急時の対応が不可能となる。 以上の理由により、平成18・19・20・21・23・25・27・28・29年度・令和2・3・4・5・6年度に設置した緊急通報システムの業務委託については上記業者と行うことが必要である。
担 当 課	福祉部 高・高齢包括ケア課
電話番号	3880-5111(1965)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	通知書・封筒等作成及び封入封緘委託	契約の相手方	名称 共同印刷株式会社
履行場所	国民健康保険課及び高齢医療・年金課指定場所		住所 東京都文京区小石川四丁目14番12号
分類業務区分	委託	契約相手方の選定理由	当該契約は令和2年4月1日から令和7年3月31日まで上記事業者と長期継続契約を締結しているが、令和8年1月1日から標準システム帳票に切り替え予定である。現行帳票を使用する令和7年4月1日から令和7年12月31日までの期間、上記事業者以外に委託をした場合、開発期間に1年間を要し、開発のための経費を要することから、継続して契約内容を実施する必要があるため。
契約期間	令和7年4月1日から令和7年12月31日		
契約年月日	令和7年4月1日		
契約金額	¥46,355,320円(単価契約)		
予定価格	¥46,355,320円(税込)		
概要	《概要》 国民健康保険課、高齢医療・年金課から提供される個人情報データを別紙仕様に則って作成した指定様式の用紙に印字し、指定の同封物とともに封入封緘後、日本郵便各局（区内3局）に持込発送を行う。 《契約期間》 令和7年4月1日から令和7年12月31日 《担当課》 区民部国民健康保険課資格賦課・収納係 電話 03-3880-5111 内線1656 区民部高齢医療・年金課 資格収納係 電話 03-3880-5111 内線1681	担当課	区民部 国民健康保険課
		電話番号	3880-5111(1656)
		根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	生活保護レセプト管理システムによる生活習慣病等AIリスク予測オプションの利用及び分析・実証委託
履 行 場 所	生活支援推進課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥3,850,000円(税込)
予 定 価 格	¥3,850,000円(税込)
概 要	【仕様書概要】 (1) 生活習慣病リスクAI予測 発注者から提供されるデータ等をもとに、受注者は生活習慣病リスクを予測するAIモデルを構築し、予測結果を発注者へ報告する。 ① 現状・課題の把握 発注者及び受注者は、健康管理支援オプション等を活用し、健康・医療情報の分析および課題を把握し、双方協議の上、予測対象疾病の決定を行う。 ② AIモデル構築・リスク予測 受注者は、発注者が提供する生活保護システムの被保護者データ・レセプトデータ（5年分）・健診データ・生活保護業務情報等を用いて、生活習慣病リスクAI予測モデルを構築する。

契約の相手方	名称 富士通Japan株式会社 東京公共ビジネス統括部 住所 東京都大田区新蒲田1-17-25
契約相手方の選定理由	・生活保護法第55条の7において法定された被保護者健康管理支援事業に資するため、現行レセプト管理システムの加機能として開発中の「生活習慣病等AIリスク予測オプション」を導入する。 ・本機能は現行のレセプト管理システムにおけるオプションとなるため、足立区に現にレセプト管理システムを提供している上記事業者でしか行うことができない。 以上から、上記業者と特命随意契約を締結する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。
担 当 課	福祉部 足福・生活支援推進課
電話番号	3880-5739(80341)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	令和7年度東京都被災者生活再建支援システム共同利用運用委託
履 行 場 所	災害対策課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥7,505,520円(税込)
予 定 価 格	¥7,505,520円(税込)
概 要	1 件 名 令和7年度東京都被災者生活再建支援システム共同利用運用委託 2 契約期間 令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで 3 委託内容 「東京都被災者生活再建支援システム共同利用サービス共通仕様書」に記載されている事項のとおりとする。 4 履行場所 災害対策課指定場所 5 担 当 足立区 危機管理部 総合防災対策室 災害対策課 災

契約の相手方	名称 東日本電信電話株式会社 東京事業部 住所 東京都港区西新橋三丁目2番8号
契約相手方の選定理由	東京都及び都内区市町村では、被災者生活再建支援システム(以下、「本システム」という。)の使用を前提とした自治体間での相互応援体制の整備やガイドラインの作成等を行っている。そのため、足立区でも本システムを利用するための契約を行うが、本システムは、唯一の総販売代理店である当該事業者のみ提供が可能であるため。
担 当 課	危機管理部 災害対策課
電話番号	3880-5111(1461)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	災害用デジタルサイネージシステム運用・保守等委託
履 行 場 所	災害対策課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥12,064,800円(税込)
予 定 価 格	¥12,064,800円(税込)
概 要	災害用デジタルサイネージシステムを安定稼働させるため運用・保守等の契約を締結する。受託者は、現地設置の災害用デジタルサイネージ端末（災害用9台、ろくまる設置1台、計10台）については月1回、庁舎内の災害用デジタルサイネージ操作端末（3台）については年1回の保守点検を行うほか、防災訓練時の対応支援や災害発生時の応急対応支援等も行うこと。また、不具合が生じた場合には、作業者を派遣し機能回復を図ること。

契約の相手方	名称 アイテック阪急阪神株式会社 東京支社 住所 東京都港区三田三丁目5番27号住友不動産東京三田サウスタワー
契約相手方の選定理由	上記事業者は、災害用デジタルサイネージシステムの設計、構築事業者であり、システムトラブル時における迅速かつ的確な対応ができる唯一の事業者である。よって、年間を通じ安定した運用確保のために、上記事業者との随意契約を依頼する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	危機管理部 災害対策課
電話番号	3880-5111(1465)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	災害用定点カメラシステムの保守点検等委託
履 行 場 所	災害対策課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥19,481,000円(税込)
予 定 価 格	¥19,481,000円(税込)
概 要	災害用定点カメラシステムの各機器類を正常に機能させるため保守点検委託を行う。

契約の相手方	名称 KDDIエンジニアリング株式会社 住所 東京都渋谷区代々木3-22-7新宿文化クライアントビル
契約相手方の選定理由	災害用定点カメラシステムの製造及び設計、施工事業者である上記事業者は、現在運用中であるシステムの開発を行っており、各機器やシステムネットワークシステム構成を熟知している当事業者でなければ、システムトラブル時における迅速かつ的確な対応ができない。よって、年間を通じ、24時間作動するシステムの安定した運用を確保するために、当事業者との随意契約を依頼する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課 電話番号	危機管理部 災害対策課 3880-5111(1465)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	防災センターの機器賃借（地震系システム）（再リース）
履 行 場 所	足立区役所防災センター、災害対策本部室及び災害対策課指定場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥3,066,360円(税込)
予 定 価 格	¥3,066,360円(税込)
概 要	1 概 要 防災センター等で現在使用している機器（地震系システム）の再リース契約を締結する。 2 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 3 履行場所 足立区役所防災センター、災害対策本部室及び災害対策課指定場所 4 担当者 危機管理部総合防災対策室災害対策課施設管理係 内線1468

契約の相手方	名称 三菱HCキャピタル株式会社 住所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
契約相手方の選定理由	現在使用している防災センターの機器（地震系システム）は、災害時における迅速な情報伝達体制の一翼を担っている。本機器は平成26年度の導入からリース期間終了以降、当事業者と再リース契約を年毎に結んでいる。令和7年度についても、現に当該履行中の当事業者と引き続きリース契約を行うことで、経費の削減に加え、円滑かつ適切な履行の確保を図ることができる。よって、当事業者との随意契約を行いたい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）
担 当 課 電話番号	危機管理部 災害対策課 3880-5111(1465)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	防災センター機器（映像系）保守点検委託
履 行 場 所	足立区役所防災センター（足立区中央本町一丁目17番1号）外
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥6,443,800円(税込)
予 定 価 格	¥6,443,800円(税込)
概 要	1 件名 防災センター機器（映像系）保守点検委託 2 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日 3 履行場所 足立区防災センター（足立区中央本町一丁目17番1号）外 4 担当 危機管理部総合防災対策室災害対策課施設管理係 内線1467

契約の相手方	名称 KDDIエンジニアリング株式会社 住所 東京都渋谷区代々木3-22-7新宿文化クライアントビル
契約相手方の選定理由	映像系機器の製造及び設計、施工事業者である上記事業者は、現在運用中であるシステムの開発を行っており、システム構成を熟知している当事業者でなければ、システムトラブル時における対応ができない。よって、年間を通じ、24時間作動するシステムの安定した運用を確保するために、当事業者との随意契約を依頼する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	危機管理部 災害対策課
電話番号	3880-5111(1465)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区立郷土博物館VRコンテンツ更新業務
履 行 場 所	足立区指定場所（足立区立郷土博物館事務室）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥4,983,000円(税込)
予 定 価 格	¥4,983,000円(税込)
概 要	本業務では、足立区立郷土博物館（以下、「委託者」という。）主催の令和6年度に作成したVRコンテンツの更新等を行う。区内外に向け継続して足立区所有の美術資料等を公開し周知させることで、美術資料等への関心を高めるとともに、博物館の周知を目的とする。 【委託内容】 （１）電子展覧会内の展示更新 （２）新規電子展覧会の公開 （３）制作したコンテンツの保守業務 【担 当】 足立区地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課 郷土博物館 担当 根本 電話 03-3620-9393 FAX 03-5697-6562

契約の相手方	名称 北海道地図株式会社 東京支店 住所 東京都千代田区平河町二丁目6番1号平河町ビル
契約相手方の選定理由	令和4年度に開催した特別展の企画のひとつとして作成し公開したWEBコンテンツ（VR技術を使用した電子展覧会）を、令和5年度、6年度に引き続き令和7年度も継続して公開することとなった。 特別展用に構築されたバーチャル空間等のプログラムを保守・更新しながら引き続き使用することで、新たな事業者と契約を取り交わすことに比べ、履行期間の短縮や経費の節減、確実な履行を見込むことが可能である。 については、当該WEBコンテンツを作成した上記事業者と引き続き随意契約を締結したい。
担 当 課	地域のちから推進部 生・地域文化課
電話番号	3620-9393(6411)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	水位・気象観測データ情報・機器等使用料
履 行 場 所	災害対策課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥3,496,900円(税込)
予 定 価 格	¥3,496,900円(税込)
概 要	防災センターの水位系機器を正常に機能させるためデータ・機器を使用する。

契約の相手方	名称 ANEOS株式会社 住所 東京都目黒区中央町一丁目5番12号
契約相手方の選定理由	現在使用している水位・気象観測機器システムは、災害時における迅速な情報取得体制の一翼を担っている。本機器は、当事業者が製作・設置したものであり、当事業者のクラウド以外にデータを送ることはできない。よって、当業者と契約を行う必要がある。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	危機管理部 災害対策課
電話番号	3880-5111(1465)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	子育てサロン事業運営委託
履 行 場 所	子育てサロン関原（足立区関原二丁目10番10号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥8,259,000円（非課税）
予 定 価 格	¥8,259,000円（非課税）
概 要	次に掲げる子育てサロン事業運営業務を履行する。 ・乳幼児の遊びの場及びその保護者の交流の場の提供 ・子育てに関する相談及び関係機関との連携 ・子育てに関する情報の収集及び提供 ・乳幼児を持つ世帯と地域をつなぐための地域交流 ・子育て及び子育て支援に関する講座等の実施 対象者：概ね3歳以下の乳幼児とその保護者及び妊婦とその配偶者 開設日時：月曜日～土曜日、午前10時～午後4時 ただし、月2回は午前9時～午後4時 （日・祝日、年末年始及び足立区が指定する日を除く） 職員の配置：専任を常時2人配置する。

契約の相手方	名称 特定非営利活動法人子育てパレット 住所 東京都足立区梅島三丁目4番8ー203号うめじまKSビル
契約相手方の選定理由	令和5年1月19日開催の子育てサロン事業運営業務委託選定委員会（公募型プロポーザル）により本事業者の計画書が第一位に評価され、4足地住発第2667号（部長決定）により特定された。 令和6年度の履行状況が良好と判定され（6足地住発第1792号部長決定）、4回（最長、令和10年3月31日）まで契約を更新することができるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	地域のちから推進部 住区推進課
電話番号	3880-5111(1752)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	子育てサロン事業運営委託
履 行 場 所	子育てサロン東保木間（足立区東保木間二丁目27番1号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥9,902,076円(非課税)
予 定 価 格	¥9,902,076円(非課税)
概 要	次に掲げる子育てサロン事業運営業務を履行する。 ・乳幼児の遊びの場及びその保護者の交流の場の提供 ・子育てに関する相談及び関係機関との連携 ・子育てに関する情報の収集及び提供 ・乳幼児を持つ世帯と地域をつなぐための地域交流 ・子育て及び子育て支援に関する講座等の実施 対象者：概ね3歳以下の乳幼児とその保護者及び妊婦とその配偶者 開設日時：日曜日～土曜日、午前10時～午後4時 ただし、月2回は午前9時～午後4時 （年末年始及び足立区が指定する日を除く） 職員の配置：専任を常時2人配置する。

契約の相手方	名称 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 住所 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル
契約相手方の選定理由	令和5年1月19日開催の子育てサロン事業運営業務委託選定委員会（公募型プロポーザル）により本事業者の計画書が第一位に評価され、4足地住発第2667号（部長決定）により特定された。 令和6年度の履行状況が良好と判定され（6足地住発第1792号部長決定）、4回（最長、令和10年3月31日）まで契約を更新することができるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	地域のちから推進部 住区推進課
電話番号	3880-5111(1752)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	子育てサロン事業運営委託
履 行 場 所	子育てサロン千住大橋（足立区千住橋戸町1番地13）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥13,725,948円（非課税）
予 定 価 格	¥13,725,948円（非課税）
概 要	次に掲げる子育てサロン事業運営業務を履行する。 ・乳幼児の遊びの場及びその保護者の交流の場の提供 ・子育てに関する相談及び関係機関との連携 ・子育てに関する情報の収集及び提供 ・乳幼児を持つ世帯と地域をつなぐための地域交流 ・子育て及び子育て支援に関する講座等の実施 対象者：概ね3歳以下の乳幼児とその保護者及び妊婦とその配偶者 開設日時：日曜日～土曜日、午前10時～午後4時 （年末年始及び足立区が指定する日を除く） 職員の配置：専任を常時2人配置する。

契約の相手方	名称 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 住所 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル
契約相手方の選定理由	令和5年2月20日開催の子育てサロン事業運営業務委託選定委員会（公募型プロポーザル）により本事業者の計画書が第一位に評価され、4足地住発第2942号（部長決定）により特定された。 令和6年度の履行状況が良好と判定され（6足地住発第1792号部長決定）、4回（最長、令和10年3月31日）まで契約を更新することができるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	地域のちから推進部 住区推進課
電話番号	3880-5111(1752)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	子育てサロン事業運営委託
履 行 場 所	子育てサロン上沼田及び子育てサロンすこやかプラザ あだち
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥9,740,400円(非課税)
予 定 価 格	¥9,740,400円(非課税)
概 要	次に掲げる子育てサロン事業運営業務を履行する。 ・乳幼児の遊びの場及びその保護者の交流の場の提供 ・子育てに関する相談及び関係機関との連携 ・子育てに関する情報の収集及び提供 ・乳幼児を持つ世帯と地域をつなぐための地域交流 ・子育て及び子育て支援に関する講座等の実施 対象者：概ね3歳以下の乳幼児とその保護者及び妊婦とその配偶者 開設日時：月曜日～金曜日、午前10時～午後4時。ただし、月2回は午前9時～午後4時 (日・祝日、年末年始及び足立区が指定する日を除く) 令和7年4月21日施設移転(予定) 履行場所：子育てサロンすこやかプラザ あだち(足立区江北五丁目14番)

契約の相手方	名称 特定非営利活動法人子育てパレット 住所 東京都足立区梅島三丁目4番8-203号うめ じまKSビル
契約相手方の 選定理由	令和5年1月19日開催の子育てサロン事業運営業務委託選定委員会(公募型プロポーザル)により本事業者の計画書が第一位に評価され、4足地住発第2667号(部長決定)により特定された。 令和6年度の履行状況が良好と判定され(6足地住発第1792号部長決定)、4回(最長、令和10年3月31日)まで契約を更新することができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
担 当 課	地域のちから推進部 住区推進課
電話番号	3880-5111(1752)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	きかせて子育て訪問事業等委託
履 行 場 所	足立区内
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥3,754,740円(税込)
予 定 価 格	¥3,754,740円(税込)
概 要	1 履行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 2 履行場所 (1) サポーターの養成並びに登録、管理 足立区内 (2) 訪問事業 要支援者宅、子育てサロン又は受注者事業所 3 委託事業 足立区きかせてサポーター養成登録要綱に従い、 傾聴等の訪問支援を行うサポーターを養成並びに登録、 管理し、足立区きかせて子育て訪問事業実施要綱に従い、 要支援者に対する訪問事業を行うこと

契約の相手方	名称 特定非営利活動法人子育てパレット 住所 東京都足立区梅島三丁目4番8-203号うめ じまKSビル
契約相手方の 選定理由	本件については令和4年12月9日、簡易公募型プロポーザル方式により受注者を特定したため（4足教こ発第1539号）、当該事業者との契約締結が適当である（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。なお、当該プロポーザルの募集要件として、履行期限については、「履行状況が良好な場合に限り、2回まで契約を更新することができる（最長令和8年3月31日まで）」としている。
担 当 課 電話番号	子ども家庭部 子ども政策課 3880-5111(3734)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	包括的防犯パトロール等事業委託
履 行 場 所	危機管理課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥345,913,142円(税込)
予 定 価 格	¥345,913,142円(税込)
概 要	1 件 名 包括的防犯パトロール等事業委託 2 業務区域 足立区全域（区が指定する区施設及び公園、「足立区客引き行為等の防止に関する条例」第8条第1項の規定に基づき区長が指定した「客引き行為等防止重点地区」のうち区が指定す場所等） 2 契約内容 別紙仕様書のとおり 3 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

契約の相手方	名称 シンテイ警備株式会社 住所 東京都中央区新富一丁目8番8号シンティビル
契約相手方の選定理由	足立区プロポーザル実施基準に基づき公募型プロポーザルを実施し、令和7年1月29日付、6足危発第1710号によって特定された上記事業者を、随意契約の相手方として契約を締結する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	危機管理部 危機管理課
電話番号	3880-5111(1473)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区環境学習施設運営委託
履 行 場 所	足立区生涯学習総合施設「学びピア21」4階内
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥53,743,800円(税込)
予 定 価 格	¥53,743,800円(税込)
概 要	【概要】 足立区環境学習施設の運営業務を委託する。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当課】 環境部 環境政策課 環境事業係 電話03-3880-5860

契約の相手方	名称 ヤオキン商事株式会社 住所 東京都足立区足立四丁目28番10号
契約相手方の選定理由	足立区環境学習施設運営委託は令和5年に度公募型プロポーザルを実施し、上記事業者を選定した。プロポーザル説明書において、「中間評価の結果、良好と認められた場合は、1年を1単位として、2回を限度に契約更新を可能とする」と規定されており、令和6年8月28日に実施した評価委員会において、委託事業の継続可との結果であったため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	環境部 環境政策課
電話番号	3880-5111(3122)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区デジタル移動通信システムリース（再リース）
履 行 場 所	足立区役所防災センター、災害対策本部室及び災害対策課指定場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥15,005,760円(税込)
予 定 価 格	¥15,005,760円(税込)
概 要	1 概 要 足立区デジタル移動通信システム機器を再リースする。 2 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 3 履行場所 足立区役所防災センター、災害対策本部室及び災害対策課指定場所 4 担当者 危機管理部総合防災対策室災害対策課施設管理係 電話：03-3880-5837

契約の相手方	名称 三菱HCキャピタル株式会社 住所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
契約相手方の選定理由	現在使用している足立区デジタル移動通信システムは、災害時における迅速な情報伝達体制の一翼を担っている。本機器は平成23年度の導入からリース期間終了以降は当事業と再リース契約を年毎に結んでいる。令和7年度についても、現に当該履行中の当事業者と引続きリース契約を行うことで、経費の削減に加え、円滑かつ適切な履行の確保を図ることができる。よって、当事業者との随意契約を行いたい。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）
担 当 課 電話番号	危機管理部 災害対策課 3880-5111(1465)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	学校教材（新聞）購入
履 行 場 所	足立区立千寿小学校（足立区千住宮元町6番1号）外101校
分類業務区分	物品（消耗品）
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 2月 28日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥14,010,148円(税込)
予 定 価 格	¥14,010,148円(税込)
概 要	1 品名・数量 読売新聞、毎日新聞、朝日新聞、産経新聞、東京新聞の朝刊 各1部 2 履行場所 足立区立千寿小学校外101校 3 契約期間 令和7年4月1日～令和8年2月28日 4 担 当 学校運営部学校支援課学校経理係 （電話）3880-5483

契約の相手方	名称 足立区新聞販売同業組合 住所 東京都足立区扇1-37-13
契約相手方の選定理由	教育活動への新聞利用に対して理解があり、指定する5社（朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・産経新聞・東京新聞）の新聞を統括して区内全小・中学校へ納品することができるため。
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3531)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	携帯電話抑止装置賃借
履 行 場 所	危機管理課指定場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥5,406,280円(税込)
予 定 価 格	¥5,406,280円(税込)
概 要	【概要】 金融機関の店舗内ＡＴＭに携帯電話抑止装置（賃借）を設置し、携帯電話の着信、発信、通話を完全に抑止することにより、振り込め詐欺等の被害を防止する。また設置した抑止装置の保守管理を行う。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日 【設置場所】 別添のとおり

契約の相手方	名称 総合警備保障株式会社 城東支社 住所 東京都台東区東上野一丁目1番12号栗橋ビル
契約相手方の選定理由	区内では、昨年１００件以上、約２億円を超える特殊詐欺が発生している。その特殊詐欺（振り込め詐欺等）の被害を防止するため、区内金融機関のＡＴＭ（現金自動預け払い機）に携帯電話抑止装置（携帯電話の使用範囲を制御する装置）を設置する。継続して実施する必要がある状況において、同社と継続して契約することにより、設置工事費も発生せず安価に契約することができるため。
担 当 課	危機管理部 危機管理課
電話番号	3880-5111(1473)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	子育てサロン事業運営委託
履 行 場 所	子育てサロン北綾瀬（足立区谷中四丁目8番1号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥10,800,000円(非課税)
予 定 価 格	¥10,800,000円(非課税)
概 要	次に掲げる子育てサロン事業運営業務を履行する。 ・乳幼児の遊びの場及びその保護者の交流の場の提供 ・子育てに関する相談及び関係機関との連携 ・子育てに関する情報の収集及び提供 ・乳幼児を持つ世帯と地域をつなぐための地域交流 ・子育て及び子育て支援に関する講座等の実施 対象者：概ね3歳以下の乳幼児とその保護者及び妊婦とその配偶者 開設日時：日曜日～土曜日、午前10時～午後4時 （年末年始及び足立区が指定する日、建物の休館日を除く） 職員の配置：専任を常時2人配置する。

契約の相手方	名称 ヤオキン商事株式会社 住所 東京都足立区足立四丁目28番10号
契約相手方の選定理由	令和7年1月22日開催の子育てサロン事業運営業務委託選定委員会（公募型プロポーザル）により本事業者の計画書が第一位に評価され、6足地住発第2028号（部長決定）により特定されたため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	地域のちから推進部 住区推進課
電話番号	3880-5111(1752)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ラッピングバス広告業務委託
履 行 場 所	危機管理課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥4,895,000円(税込)
予 定 価 格	¥4,895,000円(税込)
概 要	【概要】 足立区内において自転車盗及び特殊詐欺被害が増加しているため、区民への自転車の鍵かけ及び還付金詐欺などの特殊詐欺防止の意識啓発を図り、被害の減少を図ることを目的として、区内を走行するバスの車体広告を実施する。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当所管】 危機管理部危機管理課生活安全推進係 電話 03-3880-5838

契約の相手方	名称 株式会社日東広告 住所 東京都台東区上野桜木一丁目12番2号サンハイツ1階
契約相手方の選定理由	未だ全刑法犯認知件数の約3割を占める自転車盗難防止及び増加傾向にある還付金詐欺等の特殊詐欺防止のため、隙間のない意識啓発を図り、継続して広告業務を実施する必要がある。日東広告がバスの車体を押さえていることと、広告作成料も発生せず安価に契約することができるため。
担 当 課	危機管理部 危機管理課
電話番号	3880-5111(1473)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	英語マスター講座委託
履 行 場 所	学力定着推進課が指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥21,444,500円(税込)
予 定 価 格	¥21,444,500円(税込)
概 要	【概要】 英語4技能5領域による実際のコミュニケーションにおいて活用できる力を身につけることを目的に、日本人講師と外国人講師によるスクーリング講座とオンライン英会話をあわせて行う講座を週1回全30回延べ120回、英語力判定テストにて選抜された区立中学校生徒計120名に対し実施する。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当】 教育指導部学力定着推進課事業担当 TEL: 3880-5964 (直通)

契約の相手方	名称 株式会社ボーダーリンク 住所 埼玉県さいたま市大宮区下町二丁目16番地1 ACROSS 8階
契約相手方の選定理由	当該事業者は公募型プロポーザル方式による英語マスター講座委託事業者選定委員会において特定した提案書の事業者で、かつ、令和6年度「学力向上対策事業委託事業者選考会議」において契約の継続が妥当と判断されたため。
担 当 課	教育指導部 学力定着推進課
電話番号	3880-5111(3485)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	住居表示台帳整備及び住居表示管理システム用データ作成業務委託
履 行 場 所	戸籍住民課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥11,022,000円(税込)
予 定 価 格	¥11,022,000円(税込)
概 要	令和4年度に構築した住居表示管理システムに登載するベクトルデータを毎年地域を定めて作成する。本年度は下記の内容で業務委託を行う。 1 実施区域 梅田一丁目～梅田八丁目・小台一丁目～小台二丁目・千住曙町・千住大川町・千住河原町・千住寿町・千住桜木一丁目～千住桜木二丁目・千住関屋町・千住龍田町・千住中居町・千住緑町一丁目～千住緑町三丁目・千住宮元町・千住 元町・千住柳町 面積：約549.5ha 町丁目数：25町 2 作業内容 住居表示台帳整備及び住居表示管理システム用データ作成

契約の相手方	名称 株式会社丸菱行政地図 住所 東京都台東区池之端二丁目5番41号
契約相手方の選定理由	住居表示管理システムについて、令和7年度、情報システム課契約でガバメントクラウド移行及びこれに伴うシステム改修を行うが、ガバメントクラウド移行においては要件・仕様が未確定の部分があり、ガバメントクラウド移行とデータ作成業務を住居表示管理システムのベンダである事業者が行う必要があるため。
担 当 課	区民部 戸籍住民課
電話番号	3880-5111(1515)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エルタックスの使用に伴うASPサービスの利用
履 行 場 所	区民部課税課指定場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥8,712,000円(税込)
予 定 価 格	¥8,712,000円(税込)
概 要	【概 要】地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンターと連携し、自治体が地方税の電子申告データ等をLG-WAN回線にて受信・送信するため、認定委託先事業者が運営するASPサービスを利用する契約になる。 【履行期間】令和7年4月1日から令和8年3月31日 【担当課】区民部課税課課税第三係 03-3880-5232

契約の相手方	名称 日本電気株式会社 首都圏支社 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
契約相手方の選定理由	ASPサービス初期導入委託業者であり、著作権の関係上他社では利用ができないため。
担 当 課	区民部 課税課
電話番号	3880-5111(1558)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	生活産業広報紙「トキメキ」記事掲載委託
履 行 場 所	産業政策課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥24,926,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥24,926,000円(税込)
概 要	1. 生活産業広報紙「トキメキ」に年間予定220段分(毎月18段+特集月年2回20段)の情報を掲載。 掲載記事は、産業経済部より提供される記事原稿および受託者独自取材により作成。 2. 本委託には、区が提供する記事原稿の編集・レイアウト・校正、受託者が取材する記事に係る経費等を含む。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当課】 産業経済部産業政策課管理係 03-3880-5182(直通)

契約の相手方	名称 公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンター 住所 東京都足立区千住一丁目5番7号あだち産業センター2階
契約相手方の選定理由	生活産業広報紙「トキメキ」は区内全戸に配布されており、地域の社会、産業、生活を中心に暮らしに役立つ情報誌として発行されている。この情報誌に区内産業の活性化を図るため、タウン情報のほか産業情報として区の施策や効果を掲載し周知する。 ついては、発行元である公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンターに掲載を委託する。
担 当 課	産業経済部 産業政策課
電話番号	3880-5111(3611)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	マイナンバーカード申請サポート委託（郵便局）
履 行 場 所	戸籍住民課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥7,964,000円（単価契約）
予 定 価 格	¥7,964,000円（税込）
概 要	【概要】 足立区が実施するマイナンバーカード申請サポートにかかる事務を、日本郵便株式会社東京支社に委託する。 【主な業務】 1 申請書作成に関する区民への説明等支援 2 申請用顔写真の撮影及び申請書への写真貼付 3 申請書の受領 4 申請後のスケジュールに関する区民への説明 5 申請書の送付業務 6 前各号に付帯する事務 【契約期間】 令和7年4月1日～令和8年3月31日 【担当課】 区民部戸籍住民課マイナンバーカード交付担当 電話03-3880-5698

契約の相手方	名称 日本郵便株式会社 東京支社 住所 東京都江東区東陽5丁目29番30号ニッテイビル東陽
契約相手方の選定理由	マイナンバーカードの交付率向上には、これまで申請機会のなかった住民に対し、効果的な申請サポートを行うことが重要である。この点において郵便局は区内に遍く存在しており、申請しやすい環境を区民に提供できる。また、実施にかかる費用は、原則として1局当たり月額1,100円の賃借料と、1件当たり770円の人件費となっており、他の事業者が同様の業務を新規で行う場合に比べ、コスト的にも優れている。 以上のことから上記事業者とマイナンバーカード申請サポート委託に関する随意契約を依頼する。 なお、本委託業務については、マイナンバーカード普及促進のため、総務省から日本郵便株式会社に「申請サポート委託」を地方公共団体へ働きかけるよう依頼がされている。また、地方公共団体へも「郵便局での申請サポート委託」の実施を検討するよう通知がされており、この方針に従うものである。
担 当 課	区民部 戸籍住民課
電話番号	3880-5111
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区総合自転車対策業務委託（竹の塚・西新井地区）
履 行 場 所	竹の塚・西新井・大師前駅周辺自転車等放置禁止区域・自転車駐車場、その他自転車係指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥163,935,731円(税込)
予 定 価 格	¥163,935,731円(税込)
概 要	【概要】 1 自転車駐車場の管理・運営 2 放置自転車の撤去・移送業務 3 移送所の管理・運営 4 区営自転車駐車場の長期放置自転車の移送業務 委託を一本化し、放置自転車に対する指導に加え自転車駐車場への誘導を強化し、放置自転車の減少と自転車駐車場利用率及びサービスの向上を図る。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日 【担当課】 都市建設部交通対策課自転車係 03-3880-5914

契約の相手方	名称 株式会社ソーリン 住所 東京都足立区六町四丁目12番25号
契約相手方の選定理由	本件は、公募型プロポーザル方式により、事業者選考を行ったものである。 令和7年2月3日の足立区総合自転車対策業務委託事業者選定委員会において提案書の特定を行った。
担 当 課	都市建設部 交通対策課
電話番号	3880-5111(2281)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	被保護者金銭給付等支援事業委託
履 行 場 所	生活支援推進課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥52,277,500円(税込)
予 定 価 格	¥52,277,500円(税込)
概 要	被保護者には、高齢や障がいのため、心身の状況を起因として自ら銀行口座からの生活費の引出しが困難な者が存在する。そのため、個別的な対応を行わざるを得ない状況がある。併せて、これらの被保護者については、継続的な見守り支援も必要な状況となっている。そのため、受託者が金銭給付支援時に訪問する際に、生活状況などの把握も行い、被保護者の居宅生活の安定化を図る。については、被保護者への金銭給付支援を金銭給付支援事業に精通した社会福祉法人等に委託することにより、確実かつ適正な金銭給付支援を実施する。

契約の相手方	名称 社会福祉法人新栄会 住所 東京都新宿区百人町三丁目21番14号
契約相手方の選定理由	被保護者の金銭管理は、光熱水費など固定費の支払いや計画的な支出のため現金でなく口座にて管理することが望ましいが、様々な理由により口座を開設できない者もいる。こうした被保護者であっても、本事業の一部である金銭給付支援プログラムを利用するためであれば、本事業者が協定を締結している金融機関において、口座が開設できるメリットがある。 本事業者であれば、通常では口座開設ができない者も含め被保護者の金銭を口座により管理が行えること、かつ、個々の状況にあわせた継続的な見守り支援ができ、板橋区や北区、葛飾区など足立区の近隣区でも同様の金銭管理等支援事業を行っており、その専門性の高さから特命随意契約となっている。また本事業者以外の事業者が受託した場合、新栄会経由で開設した口座の変更が必要となり、被保護者の日常生活に影響がでることから一者特命随意契約としている。
担 当 課	福祉部 足福・生活支援推進課
電話番号	3880-6276(80327)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	産後ケア（デイサービス型）業務委託
履 行 場 所	マタニティ&ベビーハウスOhana（足立区梅島三丁目4番8-203号）外1か所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥25,859,200円(単価契約)
予 定 価 格	¥25,859,200円(非課税)
概 要	出産後の産婦及び乳児に対し、心身のケア及び育児サポート等を実施することにより、産後安心して子育てができる支援体制を確保し、母子等の心身の健康の保持増進を図ることを目的とするものである。 履行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 担当 保健予防課保健予防係 電話03-3880-5892

契約の相手方	名称 特定非営利活動法人子育てパレット 住所 東京都足立区梅島三丁目4番8-203号うめじまKSビル
契約相手方の選定理由	本事業は、産後間もない母子に対し心身のケアや育児サポートを実施することを目的としている。実施にあたっては、国の産後ケアガイドラインや母子保健医療対策総合支援事業実施要綱により、母の休憩スペース、乳児の保育室等必要な設備を有すること、助産師等の有資格者の配置、緊急時の医療機関との連携などが必要となる。上記事業者は、NPO法人であり、この要件をすべて満たすことができる。このNPO法人が運営する梅島の施設は、梅島駅より徒歩3分の場所にあり、乳児を連れての移動が比較的容易であることが強みとして挙げられる。 なお、これまでの区での経験と実績を踏まえ、令和7年5月実施予定の「すこやかプラザ あだち」においても、この事業の受託者として適任である。 区内に施設を有し、新たに開始することになった「すこやかプラザ あだち」との一体的な運用を通して利用者の利便性をはかり、1日4組週2日の受け入れを同規模で行うことのできる事業者が区内で他に存在しないため随意契約を依頼する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課 電話番号	衛生部 保健予防課 3880-5111(2131)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	A I 型ドリル教材の利用
履 行 場 所	学力定着推進課指定場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥209,385,000円(税込)
予 定 価 格	¥209,385,000円(税込)
概 要	1 品名 Q u b e n a 2 数量 児童・生徒用 I D ・パスワード 42,300名分 (102校) 3 サポート体制 (1) サポートスタッフの訪問等による導入・活用促進 支援 訪問回数48回(各月4回)を上限とする。 (2) ヘルプデスクの設置による、電話やメール等による相談・支援 4 情報提供 学校の利用状況を毎月、委託者へ報告すること。

契約の相手方	名称 株式会社COMPASS 住所 東京都文京区小石川二丁目3番23号
契約相手方の 選定理由	令和4年度に上記事業者が提供するA I 型ドリル教材「Q u b e n a」を全校に導入した。導入後、教材の特徴である操作のしやすさから、校種・学年問わず、積極的な活用が見られ、児童・生徒一人ひとりの学習データが蓄積された。本教材は、A I 解析により、蓄積した一人ひとりの学習データに対応した問題を出題するなど、個別最適な学習を実現することができる。同教材を提供できる事業者はこの1社のため、上記事業者との随意契約を依頼する(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
担 当 課	教育指導部 学力定着推進課
電話番号	3880-5111(3782)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	子ども預かり・送迎等支援事業委託
履 行 場 所	足立区内指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥25,291,750円(単価契約)
予 定 価 格	¥25,291,750円(税込)
概 要	1 件 名 子ども預かり・送迎等支援事業委託 2 履行場所 足立区内指定場所 3 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 4 業務内容 足立区が実施する子ども預かり・送迎等支援事業を行うことを受託し、事業を実施する。 5 担当 足立区子ども家庭部 こども政策課 子育て応援係 電話 3880-0719(直通)

契約の相手方	名称 労働者協同組合労協センター事業団 住所 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル
契約相手方の選定理由	「子ども預かり・送迎等支援事業者の登録等に関する要綱」において、法人の基準、人員の基準等を定めている。委託先の事業者は、要綱の基準に基づき登録を受けた事業者であるため。
担 当 課	子ども家庭部 子ども政策課
電話番号	3880-5111(3734)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア賃借（学校図書館蔵書管理システムのクラウドサービス利用）
履 行 場 所	教育政策課指定場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥4,369,200円(税込)
予 定 価 格	¥4,369,200円(税込)
概 要	【概要】 受託者は、区の学校図書館蔵書管理システムをクラウドにより提供する。またシステムの運用管理にあたっては、データセンターを活用し、速やかな保守対応およびそれによる安定した稼働を実現させるものとする。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当課】 教育指導部教育政策課教育政策担当 電話：03-3880-5962

契約の相手方	名称 株式会社リブネット 住所 三重県伊勢市楠部町乙135番地
契約相手方の選定理由	学校図書館蔵書管理システムについては令和5年に事業者の比較評価を実施し、上記事業者を最上位評価者として選定した。令和6年11月から令和7年1月にかけて旧システムからデータ移行を行い、令和7年2月からソフトウェア賃借を始めたところである。システムを変更すると導入経費に加え、データの入替作業や操作研修等が新たに必要となるため、令和7年度、同ソフトウェアを継続利用することとし、同事業者との随意契約を行う。
担 当 課	教育指導部 教育政策課
電話番号	3880-5111(3515)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	綾瀬駅東口駅前交通広場交通誘導業務委託（道路整備課委託第5号）
履 行 場 所	綾瀬駅東口駅前交通広場（足立区綾瀬三丁目4番先）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 7年 4月 25日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥4,432,461円(税込)
予 定 価 格	¥4,432,461円(税込)
概 要	【委託概要】 綾瀬駅東口駅前交通広場における警備業務 【契約期間】 令和7年4月1日から令和7年4月25日まで 【担当課】 都市建設部 道路整備課 整備第二係 03-3880-5925

契約の相手方	名称 株式会社ミトモコーポレーション 住所 東京都新宿区榎町33番地ザ・スクエア3階
契約相手方の選定理由	令和7年1月から運用を開始した綾瀬駅東口駅前交通広場は、隣接する建築工事の完成時期（令和7年11月頃）までは歩道の一部が封鎖されており、歩行者・自動車が安全に通行するためには、交通誘導警備員による誘導が不可欠である。しかし、令和7年3月21日開札した令和7年度道路整備課委託第1号では、入札関係資料に不備があり、取り消しを行った。再度、入札手続きを進めているが入札期間まで、区民の安全のため安全・円滑かつ交通適切な誘導を実施するためには、令和7年3月31日まで交通誘導を行っている本事業者と随意契約を結び、交通誘導を継続して行う必要がある。（地方自治法施行令第167条の2第1項6号該当）
担 当 課	都市建設部 道・道路整備課
電話番号	3880-5111(2791)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	貨物バン（連絡車）自動車賃借 【長期継続】
履 行 場 所	足立清掃事務所（足立区東伊興三丁目23番9号）
分類業務区分	賃貸借（長期継続）
契 約 期 間	令和 7年 3月 1日 から 令和 12年 2月 28日
契約年月日	令和 7年 3月 1日
契約金額	¥2,607,000円(税込)
予 定 価 格	¥2,607,000円(税込)
概 要	貨物バン（連絡車）自動車賃借【長期継続】 1 台 数 1台 2 賃借期間 令和7年3月1日から 令和12年2月28日 3 納入場所 足立清掃事務所 （足立区東伊興三丁目23番9号） 4 担 当 環境部足立清掃事務所 FAX（共通）3857-5743 【車両担当】車両係 五井 TEL 3853-2143 【経理担当】管理係 酒主 TEL 3853-2142

契約の相手方	名称 三菱オートリース株式会社 公共営業部 住所 東京都港区芝五丁目33番11号
契約相手方の 選定理由	本案件について、税区分誤りにより今後の履行に支障をきたすこととなったため、履行中で契約解除し、新たに正しい税区分にて契約する必要が生じた。 解除した契約は、地方自治法第234条に規定された競争入札にて決定されており、今回の税区分誤りによる契約金額の差異はない。 契約解除に事業者の過失はなく、また当該案件を継続して施行させることで安全・円滑かつ適切な施行が確保できるため、当該事業者と随意契約により引続き契約することとしたい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	介護保険業務委託
履 行 場 所	足立区役所 高齢者施策推進室介護保険課及び指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 3月 15日 から 令和 13年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 3月 14日
契約金額	¥1,165,947,552円(税込)
予 定 価 格	¥1,165,947,552円(税込)
概 要	<概 要> 介護保険課における介護保険要介護認定事務、介護保険料徴収事務及び給付事務等（以下「介護保険業務」という。）の業務委託（一部の業務を除く）をより効率的に行う。 <委託期間> 契約確定日の翌日から令和13年3月31日 <担 当> 福祉部介護保険課介護保険係 菊島・小原 直通3880-5887

契約の相手方	名称 パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 B P0事業本部 住所 東京都港区芝浦3丁目4番1号
契約相手方の選定理由	足立区プロポーザル方式実施基準に基づき、公募型プロポーザルを実施。令和6年11月22日に委託する事業者の提案書を特定したため。
担 当 課	福祉部 高・介護保険課
電話番号	3880-5111(2011)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	補助第256号線整備事業用地折衝等業務委託
履 行 場 所	足立区中央本町三丁目11番から青井六丁目25番まで
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 3月 26日 から 令和 9年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 3月 25日
契約金額	¥57,184,490円(税込)
予 定 価 格	¥57,184,490円(税込)
概 要	委託番号：令和6年度道路整備課委託第23号 委託件名：補助第256号線整備事業用地折衝等業務委託 契約期間：契約締結日の翌日から令和9年3月31日 委託箇所：足立区中央本町三丁目11番から青井六丁目25番まで 委託目的：補助第256号線の事業用地を円滑に取得するため、算定基準等に基づき適正に調査、算定し、関係権利者へ理解を得られるよう適切かつ丁寧に折衝を行うことを目的とする。 その他、別紙特記仕様書のとおり。

契約の相手方	名称 株式会社NISSO 住所 東京都千代田区神田佐久間町一丁目25番地
契約相手方の選定理由	令和2年3月末から令和7年3月末まで「補助256号線整備事業用地買収交渉等業務委託」を請負った委託業者である株式会社NISSOは、地権者、借地人の意見を尊重し、生活再建や事業継続方法の検討など、地権者交渉業務が難航されると予想した物件も各地権者の事情を察して、解決に導いていた。今後、本業務を別委託業者が請負った場合、再度関係地権者との信頼性を築くため、用地交渉期間がより長くなり、多大な遅延が生じると考える。そのため、今後もスムーズな用地買収交渉を引き続き同業者へ発注する必要がある。また、買収未了の物件を別業者へ発注した場合を想定して、契約金額を試算したところ、新たに契約する場合、金額1億3千万円、随意契約であれば6千万円となり差額が-7千万円となり、経済的に有利と言える。以上のことから、随意契約をすることとしたい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）
担 当 課 電話番号	都市建設部 道・道路整備課 3880-5111(2722)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業委託（区西部地域）
履 行 場 所	生活支援推進課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 3月 26日 から 令和 12年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 3月 26日
契約金額	¥170,879,412円(税込)
予 定 価 格	¥170,879,412円(税込)
概 要	家庭に安心して勉強できるスペースがない、ひとり親家庭で親が仕事のため、夜間及び放課後は子どもだけで過ごしている等の中学生、高校生、高校中退・高校未進学者に対し、単なる学習支援の提供のみでなく、経済的に自立するための自己肯定感も合わせて高められるよう、「学習場所」と「安心して過ごせる居場所」を提供する。そのうえで、コミュニケーション能力や正しい生活習慣を養いながら、学習習慣の定着と学習意欲の向上を図る。 契約期間 契約確定日から令和12年3月31日まで 担当課 福祉部生活支援推進課子どもの学習・生活支援係 03-3880-5706

契約の相手方	名称 特定非営利活動法人キッズドア 住所 東京都中央区新川2-1-11八重洲第一パークビル7階
契約相手方の選定理由	本事業者は、令和6年度に実施した公募型プロポーザル方式による事業者選定において、業務の理解度、提案内容の的確性、安全・衛生面の配慮、コスト、特定テーマに対する取組み姿勢並びにプレゼンテーションにおける内部情報伝達、説得力、協調性及び資料調製力を審査した結果、最も優れた事業者であると判断されたため。
担 当 課	福祉部 足福・生活支援推進課
電話番号	38805706(80361)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	不登校児童・生徒に対する居場所支援事業委託（区西部地域）
履 行 場 所	教育相談課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 3月 26日 から 令和 12年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 3月 26日
契約金額	¥46,499,615円(税込)
予 定 価 格	¥46,499,615円(税込)
概 要	概要 学校に登校できない小学校高学年児童、中学校生徒（以下「不登校児童・生徒」という。）に対し、「安心して過ごせる居場所」を提供する。その上で、コミュニケーション能力や正しい生活習慣を養いながら、学校復帰又は進学するための学習習慣の定着と学習意欲の向上を図る。 契約期間 契約確定日から令和12年3月31日まで 担当課 福祉部生活支援推進課子どもの学習・生活支援係 03-3880-5706

契約の相手方	名称 特定非営利活動法人キッズドア 住所 東京都中央区新川2-1-11八重洲第一パークビル7階
契約相手方の選定理由	本事業者は、令和6年度に実施した公募型プロポーザル方式による事業者選定において、業務の理解度、提案内容の的確性、安全・衛生面の配慮、コスト、選定テーマに対する取組み姿勢並びにプレゼンテーションにおける内部情報伝達、説得力、協調性及び資料調製力を審査した結果、最も優れた事業者であると判断されたため。
担 当 課	福祉部 足福・生活支援推進課
電話番号	38805706(80361)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	施設・講座予約システムデータ抽出業務作業委託
履 行 場 所	足立区地域のちから推進部生涯学習支援課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 1月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥8,404,000円(税込)
予 定 価 格	¥8,404,000円(税込)
概 要	1 件 名 施設・講座予約システムデータ抽出業務作業委託 2 委託の概要 施設・講座予約システムの更改に伴い、現行システムから新システムへのデータ移行に伴う現行システムからのデータ抽出に係る業務委託を実施する。 3 契約期間 令和7年4月1日から令和8年1月31日まで 4 委託内容 (1) データ移行準備（設計、データ抽出ツール作成） (2) データ抽出作業 (3) データ項目説明書作成 (4) 問い合わせ対応 5 担 当

契約の相手方	名称 富士通 J a p a n 株式会社 東京公共ビジネス統括部 住所 東京都大田区新蒲田 1-17-25
契約相手方の選定理由	予約システム更改に係るデータ移行に必要な現行システムからのデータ抽出業務作業は、著作権法上、現行予約システムソフトウェア開発事業者である当該事業者でなければ実施できないため。
担 当 課	地域のちから推進部 生・生涯学習支援課
電話番号	3880-5111(3351)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ふるさと納税業務委託
履 行 場 所	政策経営部 シティプロモーション課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥37,142,800円(単価契約)
予 定 価 格	¥37,142,800円(税込)
概 要	【概要】ふるさと納税制度を活用し、区の実施に賛同する寄附者を広く募るとともに、区内の魅力的な返礼品を通じて、更なる区の魅力発信、産業振興、観光促進の充実を図ることを目的として委託する。 【履行期間】令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当】政策経営部 シティプロモーション課 調整係 電話03-3880-5803

契約の相手方	名称 株式会社三洋堂 住所 東京都港区新橋一丁目18番14
契約相手方の 選定理由	プロポーザル方式により選定され、評価委員会での評価が良好だった事業者であるため。
担 当 課	政策経営部 シティプロモ課
電話番号	3880-5020(3295)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」委託（企画型）
履 行 場 所	親子支援課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥2,738,340円(税込)
予 定 価 格	¥2,738,340円(税込)
概 要	【概要】 この事業は、ひとり親家庭への体験・経験機会の提供を通じ、親子の交流、ひとり親家庭同士の仲間づくり、自己有用感の回復、子育て・生活に対する前向きな姿勢の構築を促進することを目的とした事業である。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当課】 福祉部 親子支援課 土方 TEL：03-3880-5932

契約の相手方	名称 特定非営利活動法人ぷらちなくらぶ 住所 東京都足立区加平一丁目8番23号
契約相手方の選定理由	この事業は、ひとり親家庭への体験・経験機会の提供を通じ、親子の交流、ひとり親家庭同士の仲間づくり、自己有用感の回復、子育て・生活に対する前向きな姿勢の構築を促進することを目的とした事業である。そのため、参加者との信頼関係を築いた上で、円滑かつ安定的に継続して実施していくことが必要不可欠である。 令和5年度の実績も良好であることから、令和5年1月の簡易公募型プロポーザル方式による提案書特定事業者と2回目の更新を行い、随意契約により契約することとしたい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	福祉部 親子支援課
電話番号	3880-5111(1862)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区内保育施設等保育人材確保支援事業業務委託
履 行 場 所	私立保育園課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥4,191,000円(税込)
予 定 価 格	¥4,191,000円(税込)
概 要	【概 要】将来にわたり継続して保育人材を確保するため、足立区特設の求人広告サイトを制作し、同サイトを通じての人材求人を令和6年8月より実施している。引き続き、区内保育施設の保育人材不足の課題解決のため、足立区で働くことの魅力を発信することで、保育士不足解消を図る。 【履行期間】令和7年4月1日～令和8年3月31日 【担当課】子ども家庭部私立保育園課事業調整係 電話 3880-5712（内線1802）

契約の相手方	名称 株式会社マイナビ 住所 東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号パレスサイドビル
契約相手方の選定理由	保育人材が不足している中、将来にわたり継続して人材を確保する取り組みの一つとして、区内保育所等が各々で行っている求人広告を一元化し、同サイトを通じて足立区が実施する保育士確保・定着事業の周知を行っている。 株式会社マイナビは、開設から10年以上の保育士に特化したサイトを運営しているほか、国内最大級の学生会員サイトや転職サイトを運営し、医療・介護・福祉業界への専門職種への就職支援も行っている等、多くの会員数を有する業界最大手の事業者である。 当該事業者は令和6年度に足立区の特集ページの製作実績があるが、新たな事業者に委託契約した場合、制作時間に時間を要し周知の継続性が損なわれること、また、制作経費がかかり金額が高額になる恐れがある。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、サイト運営会社である株式会社マイナビとの随意契約を依頼する。
担 当 課	子ども家庭部 私立保育園課
電話番号	3880-5111(1802)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ガス冷暖房（GHP）設備等保守点検委託
履 行 場 所	区立本木保育園（足立区本木東町１８番１７号）外２１園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 ７年 ４月 １日 から 令和 ８年 ３月 ３１日
契約年月日	令和 ７年 ４月 １日
契約金額	¥3,036,261円(税込)
予 定 価 格	¥3,036,261円(税込)
概 要	【件名】ガス冷暖房（GHP）設備等保守点検委託 【台数】５０台 【概要】 ガスヒートポンプ式空調システム（GHP）についての保守点検委託。園の業務に支障がないよう機器の点検を行う。 【履行場所】区立本木保育園（足立区本木東町１８番１７号）外２１園 【契約期間】令和７年４月１日から令和８年３月３１日 【担当課】 子ども家庭部 保育・入園課 区立保育施設係 Tel.03-3880-5888

契約の相手方	名称 東京瓦斯株式会社 企画部 住所 東京都港区海岸一丁目５番２０号
契約相手方の選定理由	ガスヒートポンプ式空調システム（GHP）は、ガスエンジンで室外機のコンプレッサーを駆動させ、ヒートポンプ運転によって冷暖房を行う。この特殊なガスエンジンの保守には、メーカー・年式の異なる多様な機器の運転時間を管理しながら点検し、かつ速やかにメンテナンスすることができる専門的な知識と技術が必要となる。園の運営に支障をきたすことなく、安全かつ円滑に保守点検が実施可能な業者は、上記業者しかいない。 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号該当
担 当 課	子ども家庭部 保育入園課
電話番号	3880-5111(1843)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	保育支援システム利用
履 行 場 所	本木保育園外30園
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥13,332,000円(税込)
予 定 価 格	¥13,332,000円(税込)
概 要	【概要】業務機能要件 (1) 基本性能 ア 欠席・遅刻・延長受付機能 イ 保護者・職員向けアプリの提供 ウ 連絡帳機能 (2) 発育・健康記録機能 (3) 登降園管理機能 (4) 帳票管理機能 (5) 保育ドキュメンテーション機能 【履行場所】区立本木保育園外30園 【履行期間】令和7年4月1日から令和8年3月31日 【担当課】保育・入園課 区立保育施設係 TEL03-3880-5888

契約の相手方	名称 株式会社コドモン 住所 東京都港区三田3丁目13番16号三田43MTビル3F
契約相手方の選定理由	保育支援システムは、ICTの活用による保護者の利便性向上・保育士の事務軽減による保育の質向上を目的として、令和3年度から上記事業者と契約し全園で導入している。システム導入以降、上記の項目について一定の効果が現れており、園職員や保護者に向けたアンケートではともに高い満足度を得ているため、令和7年度以降も引き続き利用することとしたい。 上記事業者のシステムを引き続き利用することで、新たに別事業者にシステム開発（足立区向けカスタマイズ）を依頼することに比べ、経費の節減および円滑かつ適切な履行の確保を図ることが可能である。 については、上記事業者と随意契約を締結したい。
担 当 課	子ども家庭部 保育入園課
電話番号	3880-5111(1845)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	あやせ保育園警備業務委託
履 行 場 所	区立あやせ保育園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥18,184,320円(税込)
予 定 価 格	¥18,184,320円(税込)
概 要	【件名】あやせ保育園警備業務委託 【概要】あやせ保育園周辺の警備業務委託。園の業務が円滑に行えるように警備及び交通誘導を行う。 【履行場所】区立あやせ保育園（足立区東綾瀬二丁目9番18号） 【履行期間】令和7年4月1日から令和8年3月31日 【担当課】保育・入園課 区立保育施設係 TEL03-3880-5888

契約の相手方	名称 セコムジャスティック株式会社 住所 東京都新宿区西新宿6丁目20番7号
契約相手方の選定理由	セコムジャスティック株式会社は、セコム株式会社の系列会社である。 あやせ保育園の機械警備について、令和4年度からの長期継続契約を競争入札によりセコム株式会社が受託したことにより、セコムジャスティック株式会社が緊急時の事故や不審者に対しての一次対応について、セコム株式会社と連携を取ることができるため、安全な警備体制を保持できる。また、機械警備の面についても連携することができる。 以上のことより、当該事業者との随意契約を依頼する。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当
担 当 課 電話番号	子ども家庭部 保育入園課 3880-5111(1845)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	学校図書館地域開放及び学校施設地域活用に係る用務業務委託
履 行 場 所	足立区立綾瀬小学校（足立区綾瀬三丁目１２番１５号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥5,306,400円(税込)
予 定 価 格	¥5,306,400円(税込)
概 要	綾瀬小学校地域開放型図書室の運営及び学校開放団体による学校施設利用支援のための、施設の開錠・施錠、清掃等の業務を含む用務業務委託。

契約の相手方	名称 株式会社アスク 住所 東京都足立区綾瀬三丁目６番８号伊藤ビル２Ｆ
契約相手方の選定理由	本件は、「学校図書館地域開放」の実施日である土曜日・日曜日・祝日・長期休業期間(概ね１０日間)に用務業務を行うもので、事業開始時（令和５年度）から開校日の用務業務を受託している当該事業者委託している。 別事業者が受託した場合、用務業務を行う委託事業者が学校に複数入ること、作業手順や作業方法、用具の使用法や整頓方法の違い、朝の出動後に器物破損を発見した場合の責任の所在、鍵管理におけるリスクの増大など、様々なトラブルが懸念され、当該事業者委託することによって安全かつ効率的な業務が可能となることから、令和７年度も引き続き上記事業者との随意契約を依頼する。
担 当 課	学校運営部 青少年課
電話番号	3880-5111(3521)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	プラズマ脱臭機等の保守点検及びメンテナンス業務委託
履 行 場 所	北千住駅東口公衆喫煙所（足立区千住旭町4）外10か所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥10,532,390円(税込)
予 定 価 格	¥10,532,390円(税込)
概 要	1 概 要 プラズマ脱臭機等を保守点検及びメンテナンスし適切に設備を維持管理する。 2 委託内容 （1）プラズマ脱臭機の保守点検及びメンテナンス業務 （2）ルームエアコンの清掃作業及びメンテナンス業務 3 実施日時 令和7年4月からの業務遂行とし、実施日時等詳細は担当課と協議の上決定する。 4 履行場所 北千住駅東口公衆喫煙所 外10か所 5 履行期間 契約確定日から令和8年3月31日まで 6 支払方法 月毎に、受託者からの適切な請求に基づき支払うこととする。 7 担 当 地域のちから推進部地域調整課公衆喫煙所整備担当 電話：03-3880-5494（直通）

契約の相手方	名称 株式会社プロシード 住所 千葉県浦安市堀江五丁目19番15号
契約相手方の選定理由	本件はプラズマ脱臭機の保守点検・メンテナンス作業、及びその他の機器の保守点検・メンテナンス業務を委託するものである。対象となるプラズマ脱臭機は、日鉄鉱業株式会社製であり、保守点検・メンテナンス業務は株式会社プロシードしか行うことができない。
担 当 課	地域のちから推進部 地域調整課
電話番号	3880-5111(1735)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区総合自転車対策業務委託（北千住・五反野地区）
履 行 場 所	北千住駅周辺自転車等放置禁止区域・自転車駐車場、その他自転車係指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥132,162,120円(税込)
予 定 価 格	¥132,162,120円(税込)
概 要	【概要】 1. 自転車駐車場の管理・運営 2. 放置自転車の撤去・移送業務 3. 移送所の管理・運営 4. 区営自転車等駐車場の長期放置自転車の移送業務 5. レンタサイクル業務 委託を一本化し、放置自転車に対する指導に加え自転車駐車場への誘導を強化し、放置自転車の減少と自転車駐車場利用率及びサービスの向上を図る。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日 【担当課】 交通対策課自転車係 電話 3880-5914

契約の相手方	名称 芝園開発株式会社 住所 東京都足立区千住三丁目6番地16
契約相手方の選定理由	本件は、公募型プロポーザル方式により、事業者選考を行ったものである。令和5年1月31日の足立区総合自転車対策業務委託事業者選定委員会において、提案書の特定を行い、上記事業者の提案書の採用を決定したものである。事業の評価が優良及び良好の場合、1年を単位として2年を限度に更新が可能であり、6足都交発第3110号において中間評価を行い、成績良好であったため継続契約を決定したものである。（更新2回目）
担 当 課	都市建設部 交通対策課
電話番号	3880-5111(2282)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	人材派遣（小学校図書館支援員）
履 行 場 所	足立区立千寿小学校（足立区千住宮元町6-1）外66校
分類業務区分	人材派遣
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥257,095,080円（単価契約）
予 定 価 格	¥257,095,080円（税込）
概 要	件名 「人材派遣（小学校図書館支援員）」 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日 担当課 教育政策課教育政策担当 電話 3880-5962（直通）

契約の相手方	名称 株式会社図書館流通センター 住所 東京都文京区大塚三丁目1番1号
契約相手方の選定理由	本事業については公募型プロポーザル方式により事業者の選定を進め、令和4年12月26日に小学校図書館支援員派遣事業者選定委員会にて上記提案者に特定した。学校図書館支援業務契約方法取扱要綱第2条2項には、学校図書館支援業務事業者選考会議の審査により継続して契約を行うことが妥当とされた場合に限り、契約した最初の年度を除く4回を限度に、プロポーザル方式での選定方法によらずに随意契約を行うことができると規定されている。令和6年11月29日実施の選考会議で妥当との審査が下りたため、上記事業者と随意契約を行う（最初の年度を除く2回目）。
担 当 課	教育指導部 教育政策課
電話番号	3880-5111(3515)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	子育て世帯訪問支援事業（育児・家事補助支援）委託
履 行 場 所	こども家庭相談課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥3,227,600円（単価契約）
予 定 価 格	¥3,227,600円（非課税）
概 要	1 件 名 子育て世帯訪問支援事業（育児・家事補助支援）委託 2 履行場所 区指定場所 3 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 4 業務内容 （1）足立区子育て世帯訪問支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、こども家庭相談課が作成した支援目標、支援内容に則った訪問支援を実施する。 ア 育児に関する支援 イ 家事に関する支援 ウ その他区が必要と認める支援 （2）区が別途指定するカリキュラムに基づき、訪問支援員研修を運営

契約の相手方	名称 特定非営利活動法人バディチーム 住所 東京都新宿区下宮比町2番28飯田橋ハイタウン830号室
契約相手方の選定理由	子育て世帯訪問支援事業は、児童福祉法第6条の3第19項に規定される事業であり、要支援児童の保護者その他の内閣府令で定める者に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行うものである。本事業の実施主体においては、保護者の養育能力を向上せしめる能力が必要とされており、保護者に代替して育児や家事等を行うだけの支援ではなく、保護者に対して積極的にアプローチする中できめ細かい援助を行うなど、より高度の専門性が求められる。上記事業者には、保健師、保育士、社会福祉士、看護師等の有資格者がいるうえに、養育家庭（里親家庭）における養育支援を東京都から受託してきた実績及びノウハウがある。本件業務を適切かつ有効に遂行できる事業者は他になく、上記事業者との契約締結が適当である。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	子ども家庭部 家・こども家庭相談課
電話番号	3852-2863（ ）
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	子育て世帯訪問支援事業（預かり・送迎補助支援）委託
履 行 場 所	こども家庭相談課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥3,500,400円(単価契約)
予 定 価 格	¥3,500,400円(非課税)
概 要	1 件 名 子育て世帯訪問支援事業（預かり・送迎補助支援）委託 2 対象区域 区内全域 3 履行場所 区指定場所 4 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 5 業務内容 足立区子育て世帯訪問支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づきこども家庭相談課が作成した支援目標、支援内容に則り訪問支援を実施 （１）保護者宅における児童の一時的な預かり （２）児童の保育施設等への送迎 （３）外出補助支援 （４）その他区が必要と認める支援

契約の相手方	名称 特定非営利活動法人ぶらちなくらぶ 住所 東京都足立区加平一丁目8番23号
契約相手方の選定理由	当該事業者は、子ども預かり・送迎等支援事業者の登録等に関する要綱第2条で定めるところにより区の登録を受けた事業者であることから、足立区子育て世帯訪問支援事業実施要綱第4条第2号、第10条第1項及び第2項に基づき、当該事業者との契約締結が適当である。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	子ども家庭部 家・こども家庭相談課
電話番号	3852-2863()
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	子ども預かり・送迎等支援事業委託
履 行 場 所	足立区内指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥51,243,500円(単価契約)
予 定 価 格	¥51,243,500円(税込)
概 要	1 件 名 子ども預かり・送迎等支援事業委託 2 履行場所 足立区内指定場所 3 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 4 業務内容 足立区が実施する子ども預かり・送迎等支援事業を行うことを受託し、事業を実施する。 5 担当 子ども政策課 子育て応援係 電話 3880-0719

契約の相手方	名称 特定非営利活動法人ぶらちなくらぶ 住所 東京都足立区加平一丁目8番23号
契約相手方の 選定理由	「子ども預かり・送迎等支援事業者の登録等に関する要綱」において、法人の基準、人員の基準等を定めている。委託先の事業者は、要綱の基準に基づき登録を受けた事業者であるため。
担 当 課	子ども家庭部 子ども政策課
電話番号	3880-5111(3734)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	子ども預かり・送迎等支援事業委託
履 行 場 所	足立区内指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥20,044,200円(単価契約)
予 定 価 格	¥20,044,200円(税込)
概 要	1 件 名 子ども預かり・送迎等支援事業委託 2 履行場所 足立区内指定場所 3 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 4 業務内容 足立区が実施する子ども預かり・送迎等支援事業を行うことを受託し、事業を実施する。 5 担当 子ども政策課 子育て応援係 電話 3880-0719

契約の相手方	名称 特定非営利活動法人ぽぽらーと 住所 東京都足立区入谷1-16-13
契約相手方の 選定理由	「子ども預かり・送迎等支援事業者の登録等に関する要綱」において、法人の基準、人員の基準等を定めている。委託先の事業者は、要綱の基準に基づき登録を受けた事業者であるため。
担 当 課	子ども家庭部 子ども政策課
電話番号	3880-5111(3734)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	障がい者スポーツ教室運営委託
履 行 場 所	総合スポーツセンター スペシャルクライフコート（足立区東保木間2-27-1）外1か所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥6,260,400円(税込)
予 定 価 格	¥6,260,400円(税込)
概 要	【概要】 障がい者の定期的な運動・スポーツの機会提供、健康増進、運動の習慣化を目的として、障がい者スポーツ教室を実施する。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当課】 地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課スポーツコンシェルジュ担当 TEL 3880-6205

契約の相手方	名称 東京ヴェルディ株式会社 住所 東京都稲城市矢野口4015番地1
契約相手方の選定理由	本事業者と区は、障がい者スポーツを中心とした運動スポーツに関する連携協力協定を令和4年3月20日に締結し、障がいのある方の運動・スポーツ活動の充実及び支援という政策目標に向け、事業協力を実施している。 本事業は、特に専門的な配慮を要する障がい者への運動・スポーツプログラムとなっており、実績と専門知識のある指導員による運営が欠かせない。本事業者においては、上級パラスポーツ指導員をはじめとする有資格者のスタッフが多く所属し、かつ障がい者の運動・スポーツ環境を支えるためのリモート指導や訪問によるサポート体制が整っている。 また、プロサッカーリーグのクラブとして、運動教室参加者をクラブのホームゲームに招待するイベントの実施など、クラブのネームバリューを活かし、かつ複合的な事業展開を行うためにも、本事業者以外での運営は困難である。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課 電話番号	地域のちから推進部 生・スポーツ振興課 3880-5111(1955)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	学校 I C T 機器の修繕
履 行 場 所	足立区立千寿小学校（足立区千住宮元町 6－1）外 10 1 か所
分類業務区分	修繕
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日
契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
契約金額	¥33,522,500円(単価契約)
予 定 価 格	¥36,874,750円(税込)
概 要	学校 I C T 機器の保守は、「電子計算機保守点検委託（Chromebook等保守支援委託）（令和7年度）」契約にて、東日本電信電話株式会社に委託している。 通常、該当のICT機器が破損した場合、メーカー保証が適用する場合はメーカーが無償で修繕を実施する。 しかし、メーカー保証適用外となった場合も、引き続き学習環境を維持するため、機器修繕及び管理の実施を行うこと。

契約の相手方	名称 ユニアデックス株式会社 住所 東京都江東区豊洲一丁目1番1号
契約相手方の 選定理由	学校 I C T 機器の保守は東日本電信電話株式会社に委託している。しかし、東日本電信電話株式会社が対応可能なのは「破損の原因がメーカー保証適用内である場合に限られる」ため、原因が保証対象外だった場合には別途修繕契約を締結する必要がある。 ユニアデックス株式会社は東日本電信電話株式会社が指定する機器調達元である。機器の修繕は東日本電信電話株式会社との運用保守契約に基づいて行う必要があり、他の事業者へ修繕を委託することはできないため、同事業者との随意契約を依頼する。
担 当 課	教育指導部 学校 I C T 推進課
電話番号	3880-5111(3595)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機保守点検委託（Chromebook等保守支援委託）
履 行 場 所	学校ICT推進課指定場所、区が指定するデータセンター
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥573, 100, 000円 (税込)
予 定 価 格	¥573, 100, 000円 (税込)
概 要	【概要】 本件は、令和2年度から令和5年度にかけて導入した学習系端末やサーバ等の保守作業等を委託するものである。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当課】 教育指導部学校ICT推進課学校ICT環境整備担当 電話：3/19まで 3880-5646 3/21から 03-3840-7459・03-3840-7460

契約の相手方	名称 東日本電信電話株式会社 東京事業部 住所 東京都港区西新橋三丁目2番8号
契約相手方の選定理由	本業務は、足立区小・中学校学習ICT機器の保守及び運用支援を行うものである。上記業者は、区立小・中学校の教室内のネットワークの設計・構築等を行っている。システムを安定的に稼働し、適切な運用保守を行うためには、小・中学校学習ICT機器の設計・構築工程から参画した事業者の対応が必須となるため、上記業者を随意契約の相手方として契約を締結する（地方自治法167条の2第一項二号）。
担 当 課	教育指導部 学校 I C T 推進課
電話番号	3880-5111 (3595)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区インターネット・ゲートキーパー事業委託
履 行 場 所	こころとからだの健康づくり課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥7,500,000円(税込)
予 定 価 格	¥7,500,000円(税込)
概 要	【概要】 区内において自殺関連語句を検索した者に対し、検索連動広告を活用することで自殺方法などの情報取得から遠ざけ、またメール相談へ誘導して現実の相談につなぎ、自殺を未然に防ぐ。 【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日 【担当課】 衛生部こころとからだの健康づくり課こころといのち支援係 電話3880-5432

契約の相手方	名称 特定非営利活動法人OVA 住所 東京都新宿区西新宿七丁目17番7号廣田ビル401号室
契約相手方の選定理由	本事業では、自殺関連語句が検索された際に検索連動広告を運用できる体制と、臨床心理士・精神保健福祉士等の専門的な相談員を有する体制が必要となる。また、ウェブ上で相談を受けて、現実の社会資源につなぐ事例も多く想定されることから、区内の地域機関との連携が可能であることが条件となる。これらの条件を満たす受注者として、当法人が唯一の事業者であるため。
担 当 課	衛生部 こころからだ課
電話番号	3880-5111(2145)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	SSR（スモール・ステップ・ルーム）空間創造委託
履 行 場 所	第五中学校、第十二中学校、新田中学校、鹿浜菜の花中学校、東島根中学校、西新井中学校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 7年 5月 7日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥4,770,577円(税込)
予 定 価 格	¥4,770,577円(税込)
概 要	1 件名：SSR（スモール・ステップ・ルーム）空間創造委託 2 履行期間：令和7年4月1日から令和7年5月7日まで 3 履行場所・対象校：第五中学校、第十二中学校、新田中学校、鹿浜菜の花中学校、東島根中学校、西新井中学校の6校 4 業務内容 別紙仕様書のとおり

契約の相手方	名称 イケア・ジャパン株式会社 本社 住所 千葉県船橋市浜町二丁目3番30号5階
契約相手方の選定理由	当課では中学校生徒の不登校を抑止する為、「未然防止」を目的に、SSRを令和5年度より設置を開始した。 今般、令和7年度の委託を実施するにあたり、令和6年度中において簡易公募型プロポーザル方式により上記3の業者を選定し、随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課 電話番号	教育指導部 教育指導課 3880-5111(3577)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	システム標準化：就学システム_システム標準化過渡期 対応業務委託
履 行 場 所	足立区役所政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 7日 から 令和 8年 3月 19日
契約年月日	令和 7年 4月 7日
契約金額	¥13,479,840円(税込)
予 定 価 格	¥13,479,840円(税込)
概 要	【概要】 システム標準化：就学システム_システム標準化過渡期 対応業務を委託する。 【契約期間】 契約締結日から令和8年3月19日まで。 【担当】 政策経営部 情報システム課 システム支援調整 小林 電話03(3880)5626(直通)

契約の相手方	名称 富士通 J a p a n 株式会社 東京公共ビジネス 統括部 住所 東京都大田区新蒲田 1-17-25
契約相手方の 選定理由	現行システムの改修になるため、現行事業者を随意契約 の相手方として契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	システム標準化：未就学システム_システム標準化過渡期対応業務委託
履 行 場 所	足立区役所政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 7日 から 令和 8年 3月 19日
契約年月日	令和 7年 4月 7日
契約金額	¥21,183,360円(税込)
予 定 価 格	¥21,183,360円(税込)
概 要	【概要】 システム標準化：未就学システム_システム標準化過渡期対応業務を委託する。 【契約期間】 契約締結日から令和8年3月19日まで。 【担当】 政策経営部情報システム課システム支援調整 小林 電話：03-3880-5626（直通）

契約の相手方	名称 富士通 J a p a n 株式会社 東京公共ビジネス統括部 住所 東京都大田区新蒲田 1-17-25
契約相手方の選定理由	現行システムの改修になるため、現行事業者を随意契約の相手方として契約を締結する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	「あだち脳活ラボ」向け各種サービス提供等業務委託
履 行 場 所	区指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥11,972,400円(単価契約)
予 定 価 格	¥11,972,400円(税込)
概 要	1 目的 本契約書は、足立区（以下、「区」という）と一般社団法人MCIリング（以下、「受託者」という）との間で、「あだち脳活ラボ」に対し、受託者が提供する各種サービス等に関して必要な事項を定める。 2 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 3 履行場所 区指定場所 4 委託内容 本仕様書において委託する業務（以下、「本業務」という。）は次の各号のとおりとする。 （1）各種サービスの提供 ア オンライン動画配信サービス(自宅型・教室型)

契約の相手方	名称 一般社団法人MCIリング 住所 東京都文京区湯島1-5-34お茶の水医学会館4階
契約相手方の選定理由	本業務の運用は、一般社団法人MCIリング（以下、MCIリングと言う。）との包括連携協定に基づき、東京都の補助事業を活用して実施する。 MCIリングが提供するWEBサイト（J-MCI、オンデマンド動画、暮らしの脳トレ、Cognitrax）は、認知機能の維持向上に資すると言われている複合介入プログラムをデジタル化した唯一無二のコンテンツであり、これまでにない新たなICTを活用した事業を構築するためには必要不可欠なコンテンツである。 ついては、上記理由により、本業務委託については上記事業者と契約することが必要である（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号その性質又は目的が競争入札に適さないとき）（地方自治法施行令第167条の2第1項第○号該当）
担 当 課	福祉部 高・高齢包括ケア課
電話番号	3880-5111(1915)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	廃ペットボトルの売却【令和7年度上期】
履 行 場 所	足立清掃事務所指定場所
分類業務区分	売却
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 7年 9月 30日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥157,657,500円(単価契約)
予 定 価 格	¥157,657,500円(税込)
概 要	1 件名 廃ペットボトルの売却【令和7年度上期】 2 目的 本契約は、足立区（以下「発注者」という。）が実施するペットボトル回収事業において、回収した廃ペットボトル（自動回収機により回収したものを除く。以下同じ。）をペットボトルの原料となるペット樹脂に再資源化できる事業者（以下「受託者」という。）に引渡し（売却）、再資源化することで、ペットボトルのリサイクルを円滑に進めることを目的とする。 3 履行期間 令和7年4月1日から令和7年9月30日まで 4 契約方法 廃ペットボトル1kgあたりの単価契約とする。

契約の相手方	名称 東京ペットボトルリサイクル株式会社 住所 東京都江東区海の森二丁目3番10号
契約相手方の選定理由	本契約は、足立清掃事務所で回収した廃ペットボトルを売却する単価契約である。 事業者決定のため指名競争入札（令和7年3月14日、各指名事業者へ指名通知書発行）を実施したが、入札内容に疑義が生じ、3月24日に中止となった。 再度競争に付した場合、4月1日からの履行開始に間に合わず、清掃事務所の事務に多大な支障が出る。 ついては、中止時の入札において最高値の金額で札入れを行った上記事業者と、緊急で随意契約を締結したい。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当）
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2146
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区オンライン申請システム機能追加作業委託
履 行 場 所	ICT戦略推進担当課が了承したセキュリティの担保された作業場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 16日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 16日
契約金額	¥14,608,000円(税込)
予 定 価 格	¥14,608,000円(税込)
概 要	【概要】 足立区オンライン申請システム機能追加作業を委託する。 【契約期間】 契約締結の日から令和8年3月31日まで 【担当】 (1)仕様、その他サービス利用等に関すること ICT戦略推進担当課 佐藤 TEL 03-3880-5648 (2)契約に関すること 情報システム課計画調整係 TEL 03-3880-5817

契約の相手方	名称 株式会社内田洋行 営業支援統括グループ 住所 東京都江東区東陽二丁目3番25号
契約相手方の選定理由	オンライン申請に対する決定通知の電子化の実現に、区民への電子通知には公的個人認証を利用したxIDアプリを導入する。これに伴い、オンライン申請システムで利用している現行の公的個人認証アプリをxIDアプリへ1本化することで、行政手続におけるユーザ体験を向上させる。また、xIDAPIを利用したユーザ認証機能の追加等を行うことで、電子通知対象者の突合における職員の業務利便性も向上させる。これらの機能追加を行えるのは、オンライン申請システムを保守・運用する当該事業者以外不可能である。以上より、特命随意契約を依頼する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	クラウドサービス利用（電子通知サービス）
履 行 場 所	ＩＣＴ戦略推進担当課が了承したセキュリティの担保された作業場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 7年 4月 15日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 15日
契約金額	¥4,125,000円(税込)
予 定 価 格	¥4,125,000円(税込)
概 要	【概要】 電子通知のクラウドサービスを利用する。 【契約期間】 契約締結の日から令和8年3月31日まで 【担当】 (1)仕様に関すること ＩＣＴ戦略推進担当課 ＩＣＴ戦略推進担当 佐藤 ＴＥＬ ０３－３８８０－５６４８ (2)契約に関すること 情報システム課計画調整係 ＴＥＬ ０３－３８８０－５８１７

契約の相手方	名称 xID株式会社 住所 東京都千代田区内幸町2丁目1番6号日比谷パークフロント19階
契約相手方の選定理由	行政サービスの安全性と信頼性の観点から、処分通知等の電子送達についてはその性質上、本人を特定して実施する必要がある。現状、本人性を担保し、高いUX（ユーザー体験）を実現できる電子送達サービスは、SmartPOST機能を搭載するxIDアプリだけである。xIDアプリでは、マイナンバーカードと紐づけたデジタルIDを即時生成する独自の技術により、電子送達の対象者は自身の指紋またはPIN認証で区からの通知内容を確認することができる。また、自治体からのプッシュ通知で個別配信できるのは、同アプリに登録されたSmartPOSTだけであり、本人確認と通知が一体化したサービスは他に無い。以上より、特命随意契約を依頼する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1263)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電力供給（単価）
履 行 場 所	総合スポーツセンターほか2箇所
分類業務区分	その他
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥69,424,989円（単価契約）
予 定 価 格	¥69,424,989円（税込）
概 要	1 件 名 電力供給（単価） 2 対象施設および需要場所 総合スポーツセンター外2施設（別紙1参照） 3 契約期間 令和7年4月1日零時から令和8年3月31日24時まで 4 担当 地域のちから推進部生涯学習支援室長付スポーツ振興課スポーツ施設支援係 山口 電話 03（3880）5989

契約の相手方	名称 ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 住所 東京都中央区日本橋2丁目11番2号太陽生命日本橋ビル14階
契約相手方の選定理由	総合スポーツセンター外2施設の電力供給契約の入札を行い、不調となった。 現在契約している事業者には契約の打診をしたところ、現契約の仕様を踏まえて、ベーシックプランを適用し契約締結可能であると回答があった。令和7年4月1日より各施設で電力が使用できないと施設の利用休止に陥るため、緊急で上記事業者と特命随意契約を締結する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当）
担 当 課	地域のちから推進部 生・スポーツ振興課
電話番号	3880-5111(1936)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	総合スポーツセンター小体育室バスケットゴール交換
履 行 場 所	足立区総合スポーツセンター
分類業務区分	物品（備品）
契 約 期 間	令和 7年 4月 4日 から 令和 7年 5月 2日
契約年月日	令和 7年 4月 4日
契約金額	¥4,532,000円(税込)
予 定 価 格	¥4,532,000円(税込)
概 要	1 品名・数量・規格 折畳式バスケット装置 DC112500 1対 2 履行場所 足立区総合スポーツセンター 住所：足立区東保木間2-27-1 電話番号：03-3859-8211 3 納品場所 区内スポーツ施設指定場所 4 納品期間 契約確定日から令和7年5月2日（金）まで 5 担当 足立区地域のちから推進部スポーツ振興課スポーツ施設支援係（TEL 03-3880-5989）

契約の相手方	名称 セノー株式会社 東京支店 住所 千葉県松戸市松飛台250番地
契約相手方の選定理由	令和7年2月にメーカーによる用具点検を実施し、3月13日に使用に耐えないため、このまま使用を続けると事故が起きる可能性があるとの報告を受けた。緊急に対応しなければバスケットゴール落下による事故のリスクが高まることから、現在設置されているバスケットゴールの製造業者である上記事業者と随意契約を依頼する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当）
担 当 課 電話番号	地域のちから推進部 生・スポーツ振興課 3880-5111(1937)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区一般介護予防教室管理運営業務委託
履 行 場 所	高齢者地域包括ケア推進課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 1日
契約金額	¥73,829,450円(税込)
予 定 価 格	¥73,829,450円(税込)
概 要	1 目的 本業務は、足立区（以下、「区」という）内の各地域において、介護予防の自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら介護予防の活動に参加し、介護予防に関する知識や方法を学び、主体的・継続的に取り組む意欲を高める動機付けとなることを目的とする。 2 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

契約の相手方	名称 セントラルスポーツ株式会社 健康サポート部 住所 東京都中央区新川一丁目21番2号
契約相手方の選定理由	足立区一般介護予防管理運営業務委託事業者選定委員会において、プロポーザル方式により決定したため、随意契約を結び事業を執行したい。
担 当 課	福祉部 高・高齢包括ケア課
電話番号	3880-5111(1915)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	西新井・梅島のまちづくりVR作成業務委託
履 行 場 所	まちづくり課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 16日 から 令和 8年 3月 19日
契約年月日	令和 7年 4月 15日
契約金額	¥7,425,000円(税込)
予 定 価 格	¥7,425,000円(税込)
概 要	【業務の目的】 本業務は、西新井・梅島のまちづくりを進めるにあたってまちの将来ビジョンの検討、住民説明、プロモーション等において、コミュニケーションツールとしてVRを活用したわかりやすいまちづくり検討を進めるため、3次元データを活用し、まちづくりを可視化して空間のイメージを共有することを目的とする。 【業務の概要】 多様なまちの要素の一体的な検討や様々な角度からの確認が可能となる汎用三次元デジタル空間を生成し、その空間を取り込んだ多機能VR（バーチャルリアリティ）コンテンツ（以下「VR」という。）を作成する。 【担当】 都市建設部まちづくり課中部地区係 3880-5346

契約の相手方	名称 パナソニック株式会社 エレクトリックワークス社 住所 東京都港区東新橋1丁目5番1号
契約相手方の選定理由	本件は、令和2年度にまちづくり検討VR作成委託を受注したパナソニック株式会社にて作成したVRアプリケーション等の追加構築を行うものである。当該アプリケーションの追加構築を行うためには、プログラムの使用・改良が必要であるが、当該プログラムの著作権はパナソニック株式会社が保有している。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	都市建設部 まちづくり課
電話番号	3880-5111(2411)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	マイナンバーカード電子証明書関連事務
履 行 場 所	戸籍住民課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 17日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 17日
契約金額	¥12,817,592円(単価契約)
予 定 価 格	¥12,817,592円(税込)
概 要	【概要】 足立区が実施するマイナンバーカード電子証明書にかかる事務を、日本郵便株式会社東京支社に委託する。 【主な業務】 1 電子証明書発行 2 電子証明書更新 3 署名用電子証明書用暗証番号初期化 4 その他の暗証番号初期化 5 前各号に付帯する事務 【契約期間】 契約確定日～令和8年3月31日 【担当課】 区民部戸籍住民課マイナンバーカード交付担当 電話03-3880-5698

契約の相手方	名称 日本郵便株式会社 東京支社 住所 東京都江東区東陽5丁目29番30号ニッテイビル東陽
契約相手方の選定理由	本件は「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下、法という）」に基づきマイナンバーカードの電子証明書の更新（失効後の発行含む）にかかる手続きを郵便局に委託するものである。 なお、委託するにあたっては、議会の議決経なければならぬと法に規定されており、すでに議決を得ている。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	区民部 戸籍住民課
電話番号	3880-5111
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区起業家支援塾委託
履 行 場 所	企業経営支援課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 11日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 11日
契約金額	¥7,796,800円(税込)
予 定 価 格	¥7,796,800円(税込)
概 要	(1) 講座内容・日程等の企画・立案 (2) 講師・メンターの選定・確保と謝金の支払い (3) 資料の作成、印刷、配布 (4) 宣伝計画の策定と実施 ア チラシの作成・配布等(各講座2,000枚程度) イ SNS等への掲載 (5) 受講者の募集、選考、受付、名簿の作成 (6) 講座の運営(講座当日の受付等も含む。) (7) 実施結果報告書(実施概要、出席状況報告及びアンケート集計の提出)の作成及び提出 (8) 受講者の起業情報の収集及び提出(令和8年3月31日までに収集した受講者の起業情報を提出すること。)

契約の相手方	名称 エキスパート・リンク株式会社 住所 東京都品川区東五反田五丁目25番16号MLJ五反田ビル8階
契約相手方の選定理由	本件業務委託については、令和7年2月に実施した起業家支援塾プロポーザル選定委員会により事業者を特定したため、当該事業者と契約することとする。
担 当 課	産業経済部 企業経営支援課
電話番号	3880-5111(3682)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	区立小・中学校への再生可能エネルギー導入事業における電力供給契約（単価）（長期継続）
履 行 場 所	環境政策課指定場所
分類業務区分	その他（長期継続）
契 約 期 間	令和 7年 5月 1日 から 令和 10年 4月 30日
契約年月日	令和 7年 4月 18日
契約金額	¥3,897,142円(単価契約)
予 定 価 格	¥3,897,142円(税込)
概 要	【概 要】区立小・中学校に事業者が設置した太陽光発電設備等から電力供給を受け、施設で使用する電力を購入することで、再生可能エネルギーの創出、平時の温室効果ガス排出の抑制及び非常時の更なる電源確保を図ることを目的としている。 【契約期間】令和7年5月1日から令和10年4月30日まで 【担当課】環境部 環境政策課 環境学習係 TEL 03-3880-6263

契約の相手方	名称 TNクロス株式会社 住所 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
契約相手方の選定理由	本契約は、令和6年9月25日付「区立小・中学校への再生可能エネルギー導入事業（PPA事業）」に係る協定書に基づき、事業者が設置した電力供給設備から対象施設に供給された電力を購入するものである。 区と区議会は、令和3年3月に「足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を行い、オール足立で2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすことを表明し、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取り組みを進めている。本事業は、区施設に事業者が設置した太陽光発電設備等から電力供給を受け、施設で使用する電力を購入することで、再生可能エネルギーの創出、平時の温室効果ガス排出の抑制及び非常時の更なる電源確保を図ることを目的としている。 上記事業者は、令和5年3月27日付公告で実施した本事業の実施に関するプロポーザルにおいて、契約相手方として選定され、協定を締結済みであるため、この事業者と契約する必要がある。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	環境部 環境政策課
電話番号	3880-5111(3125)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	戸籍クラウド接続に伴うネットワーク環境整備委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課（足立区中央本町１－１７－１）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 24日 から 令和 7年 9月 30日
契約年月日	令和 7年 4月 24日
契約金額	¥5,170,000円(税込)
予 定 価 格	¥5,170,000円(税込)
概 要	【概要】 戸籍クラウド接続に伴うネットワーク環境の整備を委託する。 【契約期間】 契約確定日から令和7年9月30日 【担当】 政策経営部 情報システム課 システム支援調整担当 担当：荒井 03-3880-5626（直通）

契約の相手方	名称 日本ヒューレット・パッカード合同会社 住所 東京都江東区大島二丁目2番1号
契約相手方の選定理由	本業務のネットワーク構成を適切に設計変更し、迅速かつ確実な機器の更改作業を実施するには、当初の設計・構築工程から参画し、保守運用を担っている業者による足立区内のネットワークに対する高度な知見及び技能が必須となるため、それを満たす唯一の業者である上記の業者を随意契約の相手方として契約を締結する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1264)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	教職員用パソコン増設及び回収等委託
履 行 場 所	足立区情報システム課及び足立区内小中学校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 18日 から 令和 7年 8月 29日
契約年月日	令和 7年 4月 18日
契約金額	¥7,304,000円(税込)
予 定 価 格	¥7,304,000円(税込)
概 要	【概要】 教職員用パソコン増設及び回収等を委託する。 【契約期間】 契約締結日から令和7年8月29日（金）まで。 【担当】 政策経営部 情報システム課 教育情報システム担当 担当：原田 電話：03-3880-8014（直通）

契約の相手方	名称 日本電気株式会社 首都圏支社 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
契約相手方の 選定理由	当該委託作業は、パソコンの設定や動作検証など上記業者に別途委託契約している「業務システム・情報機器等運用管理業務委託（R5債務）」契約の作業と連携することが必要であり、他事業者では作業が不可能であるため、別紙により契約課長あて随意契約依頼を行なう。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	学校保健統計システムにかかわる学齢簿情報連携システムの構築作業委託
履 行 場 所	足立区情報システム課
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 24日 から 令和 8年 1月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 24日
契約金額	¥10,131,880円(税込)
予 定 価 格	¥10,131,880円(税込)
概 要	【概要】 学校保健統計システムにかかわる学齢簿情報連携システムの構築作業を委託する。 【契約期間】 契約締結日から令和8年1月31日まで。 【担当】 政策経営部 情報システム課 システム支援調整 小林（和） 電話03（3880）5626（直通）

契約の相手方	名称 株式会社オレンジアーチ 住所 東京都台東区上野五丁目25番11号大和上野ビル6階
契約相手方の選定理由	本件は現行の学校保健統計システムの改修およびガバメントクラウド上への移行を行うものである。著作権上、現行システムの構築事業者のみ本業務を行うことができるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	「耐震改修促進啓発事業」に係る出前相談会の開催等に関する業務委託
履 行 場 所	建築防災課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 28日 から 令和 8年 1月 30日
契約年月日	令和 7年 4月 28日
契約金額	¥3,161,730円(税込)
予 定 価 格	¥3,161,730円(税込)
概 要	「耐震改修促進啓発事業」の一環として、区民の耐震に対する意識向上・知識の啓発のため耐震説明会・相談会を開催する。

契約の相手方	名称 一般社団法人足立区建築設計協会 住所 東京都足立区西竹の塚一丁目18番7号
契約相手方の選定理由	事業の実施にあたり、積極的な地域活動・PR相談を展開していく必要がある。そのため、地元業者の地域資源を最大限に活かした一般社団法人足立区建築設計協会（以下、当該事業者）との協働による事業促進が不可欠である。当該事業者は、区登録耐震診断士（建築士）を中心に構成する。様々な耐震工法が存在する中で、当区の耐震助成制度に精通している建築士を活用することで、区民が安心して相談できる環境が整えられ、区の施策目的の達成へ効率的かつ効果的に業務を遂行することが期待できる。当該事業者は、東京都建築士事務所協会足立支部（以下足立支部）の支部員で構成された法人である。足立支部はかねてより区内における活動が活発であり、まちづくりの調査・研究、住宅相談など地域貢献に実績がある。当該事業者が主催の相談会であれば、区民が安心してより気軽に相談できる機会を提供できるため、建築物の耐震化率が着実に向上することが期待できる。よって、経験・実績が豊富な事例を踏まえ、当該事業者に発注することで価格の低廉と事業推進の効率化が図れる。
担 当 課 電話番号	都市建設部 建・建築防災課 3880-5111(2681)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	キャリア教育支援事業委託
履 行 場 所	TOKYO GLOBAL GATEWAY (東京都江東区青海2-4-32)
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 7年 4月 23日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 7年 4月 23日
契約金額	¥24,301,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥24,301,000円(税込)
概 要	1 業務内容 (1) 区立小・中学校の児童・生徒にTOKYO GLOBAL GATEWAY内での英語学習プログラムを適切に提供する。 (2) 利用当日の体験内容及び手順等の詳細については、受託者と実施小・中学校とで事前に十分協議し、決定する。 (3) TOKYO GLOBAL GATEWAY内での英語学習プログラムの体験に必要な用具・機材等は、受託者が準備する。 2 その他 本件に関し、仕様書に定めない事項については、その都度、委託者及び受託者で協議し、決定する。

契約の相手方	名称 株式会社TOKYO GLOBAL GATEWAY 住所 東京都江東区青海2-4-32
契約相手方の選定理由	TOKYO GLOBAL GATEWAY (以下TGG。)は、東京都教育委員会と株式会社TOKYO GLOBAL GATEWAYが提供する体験型英語学習施設である。 TGGの学習プログラムは、英語教育の専門家が監修した実践的かつ効果的なプログラムであり、児童・生徒の英語レベルと発達段階に合わせたプログラムを体験することができる。また、空港・ホテル・レストラン・病院などを模したリアルな空間で、海外生活を想定した様々な場面を疑似体験できると共に、児童・生徒8名のグループに必ず1名のイングリッシュスピーカーが付き添い、入場時から退場時まで、まさに英語漬けの環境を体験することができる。 プログラム内容、学習設備、多数のイングリッシュスピーカーの配置等の条件を備えた上で、児童・生徒が英語を使用する楽しさや必要性を体感し、学習意欲向上のきっかけとなる体験を提供することができる施設は他にないため、株式会社TOKYO GLOBAL GATEWAYとの随意契約を依頼する。
担 当 課	教育指導部 教育指導課
電話番号	3880-5111(3576)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当